

訓練試験課目・訓練競技課目に関する規程

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第33条(1)により、訓練試験課目（以下「試験課目」という）・訓練競技会課目（以下「競技課目」という）について定める。

第2章 家庭犬試験・競技課目

第2条 家庭犬（C D）の試験課目並びに競技課目における規定課目・自由選択課目は、次のとおりとする。

(1) C D I S（家庭犬競技準初等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……………規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第4条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

(2) C D I（家庭犬訓練試験初等科）／家庭犬競技初等科。

ア 試験の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐付立止……………規定課目。
3. 規定2課目の外第6条各号の課目のうちから3課目選択 計5課目。

イ 競技会の場合。

1. 紐付脚側行進（往復常歩）……規定課目。
2. 紐無し脚側行進（往復常歩）…規定課目。
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止（紐無し）……………規定課目。

(3) C D II（家庭犬訓練試験中等科）／家庭犬競技中等科。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。
5. 立止（紐無し）……………規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
規定7課目の外第6条各号の課目のうちから3課目を選択 計10課目。

(4) C D III S（家庭犬競技準高等科）（競技会のみ）。

1. 紐付脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……………規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……………規定課目。
4. 伏 臥……………規定課目。

5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
8. 常歩行進中の立止……規定課目。
9. 障害飛越（片道）……規定課目。
10. 休 止……規定課目。

規定10課目の外第6条各号の課目のうちから5課目を選択 計15課目。

(5)CDⅢ（家庭犬訓練試験高等科）／家庭犬競技高等科。

1. 紐付脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……規定課目。
4. 伏 臥……規定課目。
5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 常歩行進中の停座……規定課目。
8. 常歩行進中の立止……規定課目。
9. 物 品 持 来……規定課目。
10. 遠隔・停座から伏臥…規定課目。
11. 障害飛越（片道）……規定課目。
12. 障害飛越（往復）……規定課目。
13. 据 座……規定課目。
14. 休 止……規定課目。

規定14課目の外第6条各号の課目のうちから6課目を選択 計20課目。

(6)CDⅩ（家庭犬訓練試験大学科）（試験のみ）。

1. 紐付脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
2. 紐無し脚側行進……規定課目。
（往路は常歩・復路は速歩）
3. 停座及び招呼……規定課目。
4. 伏 臥……規定課目。
5. 立止（紐無し）……規定課目。
6. 常歩行進中の伏臥……規定課目。
7. 速歩行進中の伏臥……規定課目。
8. 常歩行進中の停座……規定課目。
9. 速歩行進中の停座……規定課目。
10. 常歩行進中の立止……規定課目。
11. 速歩行進中の立止……規定課目。
12. 物 品 持 来……規定課目。
13. 前 進……規定課目。
14. 遠隔・伏臥から立止…規定課目。
15. 遠隔・停座から伏臥…規定課目。
16. 遠隔・停座から立止…規定課目。
17. 障害飛越（片道）……規定課目。

18. 障害飛越（往復）……規定課目。
19. 据座……規定課目。
20. 休止……規定課目。

規定20課目の外第6条各号の課目のうちから10課目を選択 計30課目。

（規制課目）

第3条 競技会及び展覧会・競技会併催公開訓練試験においては、次の課目を自由選択課目として行うことはできない。

- (1)前進及び方向変換。
- (2)板壁登はん（片道）。
- (3)板壁登はん（往復）。
- (4)各種の連続往復障害飛越。
- (5)梯子昇りとスベリ台降り。
- (6)渡橋（片道）。
- (7)渡橋（往復）。
- (8)足跡追及（自臭紐付き）。
- (9)物品監守（紐付き）。
- (10)禁足ほうこう。
- (11)襲撃。
- (12)犯人護送。
- (13)犯人監視。
- (14)玉乗り。
- (15)トンネル。
- (16)シーソー。
- (17)幅飛び（片道）。
- (18)幅飛び（往復）。
- (19)自臭の臭気選別。
- (20)他臭の臭気選別。

第4条 家庭犬競技準初等科の自由選択課目は、次の課目の中から、3課目選択して行うこととする。

- (1)紐付伏臥。
- (2)紐付行進並びに伏臥。
- (3)紐付行進並びに停座。
- (4)紐付行進並びに立止。
- (5)紐付障害飛越（片道）。
- (6)紐付据座。
- (7)紐付休止。
- (8)紐付お手・おかわり。
- (9)紐付チンチン。
- (10)紐付くわえて歩く。
- (11)紐付寝ろ。
- (12)紐付吠えろ。
- (13)紐付だっこ。

第5条 家庭犬競技準初等科の各課目の実施要領は、次の通りとする。

(1)紐付脚側行進。

第6条(1)に準じて行う。

(2)紐付立止。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

(3)紐付伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。

(4)紐付行進並びに伏臥。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進で5mの規定地点で指導手は一旦止まり、犬に伏臥を命じる。犬が伏臥したら指示により指導手は引き綱を放し、指示により犬に待てを命じ10m進み犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(5)紐付行進並びに停座。

(4)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(6)紐付行進並びに立止。

(4)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(7)紐付障害飛越（片道）。

板張りの障害を片道飛越させる。障害の高さは、概ね体高の高さとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じ、この時指導手は犬と併走することができる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により指導手は犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(8)紐付据座。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じる。犬から離れる際、指示により引き綱を放し、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指導手は直立し、指示により終わる。

(9)紐付休止。

犬を指示された位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により引き綱を放し、指示により待てを命じ、指導手は指示された場所に離れ、約1分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(10)紐付お手・おかわり。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握る。指示によりもう一方の手を軽く握った後、指示により手を離し、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。（指導手が犬の手を取りに行くような誘導的態度は減点となる。）

(11)紐付チンチン。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(12)紐付くわえて歩く。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は適当な大きさのダンベルを犬にくわえさせ、指示により紐付脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直立し、指示により終わる。

(13)紐付寝ろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面に付けたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(14)紐付吠えろ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。指示により脚側停座させて終わる。無駄吠えにならないよう十分に制御ができることを必要とする。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

(15)紐付だっこ。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

第6条 試験・競技課目における各課目の実施要領を次のとおりとする。

(1)紐付脚側行進

出発点で犬に脚側停座させる。指示により、一辺10mの三辺からなるコース（コーナー角度は90度）を、CD I S及びCD Iの課目では常歩で往復する。ただし、訓練試験ではコの字型のコースとする。CD IIの課目以上では往路は常歩、復路は速歩で行う。各課目とも復路に移行する際に折り返し点では、とどまる事なく、ターンで折り返し、出発点に戻ったら反転して止まり、犬を脚側停座させて終わる。

全般を通して指導手は、姿勢を正しく保ち、声視符の乱用や誘導的な指導手の態度はその程度に応じて減点される。

出発、折り返し及び出発点に戻った時の一声符は使用できる。（『アトエ』あるいは『スワレ』）紐の保持は片手とし、右手、左手どちらでもよい。

(2)紐無し脚側行進

犬の首輪から引き綱をはずして、指導手の肩にかけるか、指定の位置に置いて(1)の要領で行う。

(3)停座及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(4)伏臥及び招呼

(3)の要領に準じて犬に伏臥を命じる。

(5)立止及び招呼

(3)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(6)伏 臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、約3秒経過後、指示により指導手は犬を脚側停座させて終わる。指導手は腰をかがめることなく、直立したまま行う。

(7)紐無し立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に立止を命じ、約3秒経過後、指示により犬を脚側停座させて終わる。指導手は移動することなく、直立したまま行う。

(8)常歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(9)常歩行進中の停座

(8)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(10)常歩行進中の立止

(8)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(11)常歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により常歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(12)常歩行進中の立止及び招呼

(11)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(13)常歩行進中の停座及び招呼

(11)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(14)速歩行進中の伏臥

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により速歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(15)速歩行進中の停座

(14)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(16)速歩行進中の立止

(14)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(17)速歩行進中の伏臥及び招呼

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により速歩脚側行進中5mの規定地点で指導手は歩度を変えずに犬に伏臥を命じ、約10m行進後、犬と対面し、約3秒経過後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(18)速歩行進中の立止及び招呼

(17)の要領に準じて犬に立止を命じる。

(19)速歩行進中の停座及び招呼

(17)の要領に準じて犬に停座を命じる。

(20)物品持来

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、物品（ダンベル状のもの）を約10m前方に投げ、指示により犬を発進持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。

(21)前 進

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により規定位置（前方約10m）へ犬を前進させ、犬が到達したら立止の状態では停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(22)遠隔・伏臥から立止

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を伏臥させ、指示により犬に待てを命じ、約10m前方で犬と対面し、約3秒経過後、指示により指導手は犬に立止を命じ、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。

(23)遠隔・伏臥から停座

(22)の要領に準じて伏臥から停座を行う。

(24)遠隔・立止から停座

(22)の要領に準じて立止から停座を行う。

(25)遠隔・立止から伏臥

(22)の要領に準じて立止から伏臥を行う。

(26)遠隔・停座から伏臥

(22)の要領に準じて停座から伏臥を行う。

(27)遠隔・停座から立止

(22)の要領に準じて停座から立止を行う。

(28)障害飛越（片道）

板張り障害を片道飛越させる。障害の高さは、概ね体高の高さとする。

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

競技会では総べての飛越作業において、やり直しは認められない。また、犬が飛越しない場合

(失敗・拒否)は作業中止とする。(犬が飛越せず、体の一部が障害を越えた場合及び出発点に戻した場合を拒否とする。)

②9障害飛越(往復)

②8と同じ障害(高さも)を用いる。

指導手は②8の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

③0据座

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犬の10m前方で対面し、約30秒経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、脚側停座の位置で直立し終わる。

③1休止

犬を指示された位置に脚側停座させる。指示により犬に休止を命じ、指示により待てを命じ、犬から離れ、指導手は指示された場所に隠れ、約3分経過後、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させて終わる。(競技会では進行上、休止時間を短縮される場合がある。)

③2お回り(右回り)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により右回りを3回命じる。3回転終了後指導手は待てを命じ、停座させる。指示により脚側停座させて終わる。(声視符は一回転につき1声視符とし、指導手が腰をかがめたり、手で大きく輪を描くような視符や声符の乱用は減点になる。)

③3お回り(左回り)

③2の要領に準じて左回りをさせる。

③4お手・おかわり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にお手を命じ、犬の片方の手を軽く握り、指示によりおかわりをさせる。指示により手を離し、指導手は直立し節度をつけ、指示により脚側停座させて終わる。

指導手が差し出す手は、片手のみとする。また指導手は体勢、姿勢を変えてはならない。(指導手が犬の手をとりに行くような誘導的態度は減点となる。)

③5チンチン

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にチンチンを命じ、約5秒間チンチンさせた後、指示により停座を命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(停座の命令に犬がすばやく両前肢を地につける反応動作ができないものも減点となる。)

③6くわえて歩く

犬を所定の位置に脚側停座をさせる。指示により指導手は適当な大きさの任意の物品を犬にくわえさせ、指示により脚側行進で約10m行進後、回れ右して脚側停座させる。指示により犬に

出せを命じ、物品を受け取ったら右手に持ち直し節度をつけて終わる。

(37)寝ろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に寝ろを命じる。犬は四肢を投げ出したような姿勢で頬を地面につけたままの状態とし、約10秒間経過後、指示により犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(38)ローリング（右横転）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬と対面し、指示により犬に右横転を命じ、3回横転させる。右横転終了後犬を停座させ、指示により脚側停座させて終わる。指導手は姿勢を正しく保ち、横転させる都度1声視符使用できる。

(39)ローリング（左横転）

(38)の要領に準じて左横転をさせる。

(40)ほふく

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に伏臥を命じ、犬の約5m（小型犬は3m）前方で対面し、指示により犬にほふくを命じ（一声視符の使用可）、犬が指導手の足元まできたら犬を前面に停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(41)吠えろ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により3声吠えさせる。3声吠えたら止める。無駄吠えにならないように十分に制御ができることを必要とする。指示により脚側停座させて終わる。声視符は吠えさせる都度1回使用できる。

(42)立って歩く

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬と共に中断しないで前進する。犬が約5m前進したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(43)逆立ち歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬の後肢を挙げて逆立ちさせて、犬に触れずに共に中断しないで前進する。犬が約3m歩いたら停止させ、指導手は犬の後肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(44)バック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させバックを命じ、犬のみ後退させる。犬が約5m後退したら立止の状態での停止させ、指示により指導手は犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座をしてから、脚側停座させて終わる。

(45)立ってバック

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を対面停座させ、犬に触れずに後肢2本で立たせて、犬を後退させながら共に歩く。犬が約3m後退したら停止させ、指導手は犬の前肢を着地させ、回れ右して脚側停座させて終わる。

(46)前進及び方向変換

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬だけを約10m前方へ直進させて停止させる。指示によりこの位置を中心として概ね直角に左方に約10m犬を移動させ停止後、中心に戻す。指示により続いて右方に約10m犬を移動させ停止後、再び中心に戻して停止させた後、指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

(47)玉乗り（上に乗って転がすもの・円筒状などを含む）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬が乗る器物を手で押さえ犬に乗ることを命じ、犬はすみやかに乗る。乗った時点で指導手は手を離し、器物からやや離れ、犬は自力で器物を回転させて約3m、球状でバランスを取り静止させるものでは、約10秒経過後、指示により指導手が器物を押さえ、犬に降りることを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

（動物愛護の立場から見て、不愉快な思いをギャラリーに感じさせるものであってはならない。）

(48)縄跳び

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、縄飛び可能な任意の位置に一旦直立し、指示により開始する。連続5回跳んだら停止し、指示により脚側停座させて終わる。（規則正しく節度をつけて（リズムカル）行う。犬が飛んだ時、指導手の体などに都度接触又は飛びつくようなものは減点の対象になる。）

(49)お使い

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの地点に対面直立している助手に向かって、籠・カバン・風呂敷包みなどの物品を犬にくわえさせて発進させる。犬は助手の元に行き、物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により助手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座した犬は脚側停座させる。助手は指示により再び犬にその物品をくわえさせ、指導手の元へ発進させる。指導手の元へ来た犬は物品をくわえたまま直接脚側停座するか、又は一旦対面停座する。指示により指導手は犬に出せを命じ、物品を受け取り、対面停座している犬は脚側停座させて終わる。（犬に対する声視符は発進させた者だけが使用でき、片方での誘導・招呼は減点となる。）

(50)ハウス

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は直立したまま前方約10mの地点に設置した犬舎・ゲージ等へ、犬にハウスを命じる。犬は招呼されるまで、自主的にハウスに入っていることを必要とする。犬がハウスに入り約10秒経過後、指示により指導手は犬を招呼し、犬は直接脚側停座するか、又は一旦対面停座した後、脚側停座させて終わる。（指導手が声視符等を使用して犬を制御した場合減点になる。）

(51)だっこ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と対面し、指示により犬にだっこを命じる。だっこをして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

(52)おんぶ

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に背を向け、犬が飛び乗る安全な姿勢をとる。指示により犬に背に乗るように命じる。犬が背に乗ると膝を伸ばし、且つ犬の安全を保持する。おんぶして約5秒経過後、指示により犬を安全に降ろし停座させ、指示により脚側停座させて終わる。

53) 股くぐり歩き

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に股くぐり歩きをさせながら、なるべく自然に歩く。約5m前進後回れ右し、脚側停座させて終わる。(くぐれの声視符は、出発時1回のみとする。)

54) 8の字股くぐり

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は両足を開いて立ち、指示により犬に8の字型に股くぐりさせる。3回連続行った後、指導手はすみやかに直立し、脚側停座で終わる。(くぐれの声視符は、開始時1回のみとする。)

55) 棒飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。飛越棒を水平に規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

56) 棒飛び(往復)

指導手は55)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は棒を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

57) 幅飛び(片道)

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった幅跳び台の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

58) 幅飛び(往復)

指導手は57)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬は飛越したら直接脚側停座するか、一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。

59) 輪飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。輪を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を降ろし、指示により脚側停座させて終わる。

60) 輪飛び(往復)

指導手は59)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は輪を下ろし、指示により脚側停座させて終わる。

61) 腕飛び(片道)

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。

腕を水平に規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(62)腕飛び（往復）

指導手は(61)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(63)脚飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。片足を規定の高さに保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(64)脚飛び（往復）

指導手は(63)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(65)背飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。背を水平に保ち、指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(66)背飛び（往復）

指導手は(65)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(67)腕輪飛び（片道）

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を待たせ、任意の助走距離をとる。両手で規定の高さに腕輪をつくり、指示により犬に腕輪の中を飛越するよう命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(68)腕輪飛び（往復）

指導手は(67)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指導手は直立し、指示により脚側停座させて終わる。

(69)板壁登はん（片道）

指導手は、犬を飛越に必要な助走距離をとった板壁の前位置に脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じる。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。（直立または傾斜した板壁を用い、高さは小型犬80cm・中型犬120cm・大型犬150cm以上とし、よじ登って越えるものとする。）

(70)板壁登はん（往復）

指導手は(69)の要領で往路飛越後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により犬に復路飛越を命じ

る。犬が飛越したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(71)各種の連続往復障害飛越

同一、又は異種の障害を任意の間隔をおいて配置し、一つずつ連続して二つ以上の障害を飛越させるものである。指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により犬に飛越を命じ、犬は自主的に往復飛越をし、指示により脚側停座させて終わる。

(72)持来を含む往復障害飛越

指導手は、犬を飛越に必要な任意の助走距離をとった障害の前位置で脚側停座させる。指示により障害の先の任意地点に物品（ダンベル状のもの）を投てきし、指示により飛越持来させる。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、指示により物品を受け取り、右手に持ち直立し節度をつけて終わる。一旦対面停座した犬は脚側停座させて終わる。（復路の際の一声視符は可。）

(73)梯子昇りとスベリ台降り

約150cm以上の高さで安定した危険の無い器具を用いる。梯子の前に犬を脚側停座させる。指示により指導手は犬に梯子を昇るように命じ、昇ったら一旦停止させ、指示により犬にスベリ台を降りるように命じ、着地後一旦停止させ、指示により脚側停座させて終わる。

(74)渡橋（片道）

直径約30cm長さ2m以上の丸太を横にしたもの又は幅30cm長さ2m以上、高さ1m以上の橋で両端に傾斜した昇降板をつけたものを用い、犬を渡らすものである。犬を橋の前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡り降りる。犬が降りたら、犬に立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(75)渡橋（往復）

指導手は74の要領で往路渡橋後、犬に立止状態で待てを命じ、指示により復路を命じる。犬が渡橋したら、立止状態で待てを命じ、指示により脚側停座させて終わる。

(76)シーソー

幅約30cm、長さ3m以上、高さ約45cmのシーソーを用い、犬を渡らせるものである。（シーソー状のものであれば代用品でも差し支えない。）犬をシーソーの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は渡るよう命じる。犬は単独で渡る。犬が渡り終えたら、立止状態で待てを命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(77)トンネル

内径約60cm、長さ3m以上の直線の固形トンネルを用い、犬を通過させるものである。（トンネル状のものであれば代用品でも差し支えない。）犬をトンネルの前位置に脚側停座させる。指示により指導手は通過するよう命じる。犬は単独で通過する。犬が通過したら、立止状態で待てを命じ指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(78)自臭の臭気選別

指導手臭を付着させた物品(布・木片等)を本物品とし、同じ形質の誘惑物品(審査員・スチュワードが着臭した物品)4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置するが、指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に反転してから、犬に本臭をかがせて発進持来させる。

犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡して終わる。(1回のみ・持ち時間は犬に本臭を嗅がせ始めてから1分間・1分経過後は失格)

(79)他臭の臭気選別

(78)の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品は、審査員とスチュワードのどちらかの臭気をそれぞれ着臭した物品を用いて行う。(1回のみ)

(80)足跡追及(自臭紐付き)

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は直線で約50歩の足跡を印跡し、終点に1個の自臭物品を置く。印跡後、すぐ追及を開始し、指導手は10mの搜索綱を犬につけて、末端をもって追従し、犬は物品を発見したらくわえるか、またはポイントする。犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(81)物品監守(紐付き)

指示により指導手は犬を所定の場所に係留してから伏せさせ、鞆状のものを監守させ、10m離れたところに隠れる。指示により仮装犯人1名が奪取と威嚇を試みる。指示により指導手は鞆を取り、犬の係留をはずして脚側停座させて終わる。

(82)禁足ほうこう

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10m以上離れた所に隠れている仮装犯人に対して犬を発進させる。犬は仮装犯人の発見と同時に禁足ほうこうを約10秒する。指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(83)襲撃

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は前方約10mの仮装犯人に対して犬に襲撃を命じ追従する。犬が完全に咬捕したら、指示により指導手は犬に中止を命じ、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(84)犯人護送

犬を仮装犯人の後又は右側の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬と共に犯人を護送する。約20m地点で犯人は隙をみて逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕したら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

(85)犯人監視

犬を仮装犯人の監視ができる位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬を単独で停座又は伏臥させて犯人監視を命じ、約10m離れた場所に隠れる。若干時間経過後に犯人は隙を見て逃亡し、犬は命じられる事なく追捕し、犬が完全に咬捕したら、指示により犬に中止を命じる。指示により指導手は犬に待てを命じ、犯人を審査員に引き渡し、指示により常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ行き、指示により脚側停座させて終わる。

- 2 前項の課目以外でも、担当訓練試験委員及び審査員長が認めたものであれば1課目とする。

第3章 オビディエンス試験・競技課目

第7条 オビディエンスの試験課目並びに競技課目とその実施要領は次のとおりとする。

(1)オビディエンスビギナー I (競技会のみ)。

各課目声・視符の使用可。

1. 犬と対面しての30秒間の停座 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。(それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。)指示により指導手は犬に待てを命じ、引き綱を弛ませた任意の距離で犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。

2. 犬と対面しての30秒間の伏臥 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。(それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。)指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、引き綱を放し犬に待てを命じ、約5m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座(右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。)させ、指示により引き綱を手を持ち終わる。1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。(犬はその状態のままとする。)

3. 紐付脚側行進。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ(90度)、C左へ(90度)、D回れ右、E止まれ、F速歩を含んだ脚側行進を行い、指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

4. 行進中の伏臥 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により脚側行進を行う。指示により伏臥を命じると同時に引き綱を放し、指導手のみ行進し指示により対面する。指示により指導手は犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により脚側停座させ、指示により引き綱を手を持って終わる。

5. 伏臥を伴う招呼 (紐付)。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により犬を伏臥させ、引き綱を放す。指示により指導手は犬に待てを命じ、指示された方向に約5m離れて対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させる。さらに指示により引き綱を持ち、指示により行

進をして、指示により脚側停座で終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

6. 扱い方 人／犬。

指導手と犬との調和と稟性。

(2)オビディエンスビギナーⅡ（競技会のみ）。

1. 犬と対面しての30秒間の停座（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて所定の位置に脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により引き綱を外し、指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約30秒間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により終わる。引き綱を外した時点から犬を触ってはならない。外した引き綱は、指導手の肩にかける。

2. 犬と対面しての1分間の伏臥（声符のみ）。

指導手は、所定の位置に犬を脚側停座させる。（それぞれの犬の間隔は約3mとし、横一列で3頭～6頭並ぶ。）指示により脚側停座の状態から、1頭ずつ伏臥を命じる。最後の指導手が犬を伏臥させた後、指示により犬に待てを命じ、約10m離れて犬と対面する。約1分間経過後、指示により指導手は常歩で犬の左側から後方を通り犬の元へ戻り、指示により1頭ずつ脚側停座（右側から伏臥を指示した場合、脚側停座は左側から順に指示する。）させ、指示により引き綱を付けて終わる。

1頭ずつ犬を伏臥または脚側停座させる際に、犬が他の指導手の命令で行動した場合、新たな命令をしてはならない。（犬はその状態のままとする。）

3. 紐付き脚側行進（声符のみ）。

出発点で犬を脚側停座させる。指導手は左手に引き綱を持ち待機する。準備が確認されたら、指示によりA前、B右へ（90度）、C左へ（90度）、D回れ右、E回れ左、F止まれ、G速歩を含んだ脚側行進を行う。指示により指導手は停止し、犬に脚側停座させ、指示により終わる。スタート時及び歩度変換の際は、声符を与えなければならない。ただし、乱用及び誘導的な指導手の態度は、その程度に応じて減点される。出場犬は原則的に同じコースで行う。回れ右・回れ左の場合、指導手と犬はともに同じ方向に回らなければならない。

4. 紐無し脚側行進（声符のみ）。

指導手は、犬に引き綱を付けて出発点で待機し、指示により引き綱を外し、指導手の肩にかけて、課目3の要領で行う。

5. 行進中の伏臥及び招呼（声符のみ）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は、常歩で脚側行進し、約5mの地点で指示により伏臥を命じる。指導手は止まる事なく振り返らず、引き続き約10m直進し対面する。指示により犬を招呼する。犬は直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座してから、脚側停座させて終わる。対面停座した場合のみ、脚側停座を促す声符をかけることができる。

6. 前進（声符及び視符）。

指導手は、犬を所定の位置に脚側停座させて待機する。指示により指導手は犬に待てを命じ、約10m前方の3m四方の区域内に引き綱を置き、犬の元へ戻り、指示により犬を前進させ、3m四方の区域内で停止させる。（犬は停座、伏臥、立止のどの状態でも良い）指示により指導手は、常歩で犬の左側から後方を通り、犬の元に戻り、指示により基本姿勢

をとらせて終わる。犬を前進させる時のみ声視符同時なら許される。犬の体の一部が区域内に接している場合は、状態に応じて減点とし、区域外であれば区域内に入れる命令をかけても良いが、減点となる。また、四隅のコーンに犬の鼻が触れると減点となる。引き綱は、3m四方の区域内のどの場所に置いても良いが、反射する色の引き綱は認められない。3m四方の各コーナーにはコーンを置く。

7. 遠隔操作（声符及び視符）。

犬を所定の位置に脚側停座させる。指示により指導手は犬に待てを命じ、常歩で指示された方向に約10m離れて対面する。指示により犬を伏臥させる。指示により指導手は常歩で、犬の左側から後方を通り犬の元に戻り、指示により脚側停座させて終わる。指導手の命令は、犬の姿勢を変える時のみ、声視符同時なら許される。

8. 扱い方 人/犬。

指導手と犬との調和と稟性。

(3) F C I オビディエンス I。

1. 1分間のグループ停座（指導手は視野内）（係点3）。

<実施要領>

グループは最低3頭、最大6頭から構成される。指導手は、紐付き状態にある犬を伴いリングへ入場し、作業開始地点で実行する基本姿勢にて犬のリードを外す。リードは犬の視野外に置く。

グループ内全指導手が互いに約3m間隔を空け並列した状態で、リードが取り外された各自指導する犬と共に基本姿勢を取り終えた時点で、スチュワードによる「作業開始」の発声により当競技課目作業は開始される。全指導手が指導する犬の元へ戻り、スチュワードが「作業終了」と発声した時点で当競技課目作業が終了する。

各指導手は並列した状態にて同時に犬を後にし、リング側面に向かって約15m離れた地点まで進み、犬の方角へと向き直った後に、静止する。1分経過後、指示にて全指導手は一斉に各犬の方向へと戻り、犬と約50cm間隔を空けながら、そのまま犬を通過し、犬の後方約3m地点にて静止する。その後、犬の側面へと戻るよう指示される。1分間の時間測定は全指導手が犬から15m離れた地点に到達し、犬の方角へ向き返った時点より測定される。

<評価方法>

2声符使用により停座を実行しない犬、停座から立止や伏臥へ姿勢変更する犬、1犬身以上停座位置から離脱する犬の当競技課目獲得点数は、「不合格（評価点＝0点）」とする。1分間に及ぶ合同作業が終了した後、犬が伏臥又は立止へと姿勢変更を行った場合、そしてその段階で既に指導手に対し犬の元へと戻るよう指示が出されていれば、当試験課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

如何なる犬による動作も減点対象とする。犬による一方角に掛かった体重を他方角に移動する体重重心動作や、片足から他片方への体重移動行動も減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや委縮した印象を与えてはならない。

犬が一度数回に渡り吠えた場合、「1～2評価」減点され、数回に渡り吠え続ければ更なる減点を引き起こす。作業中ほぼ終始吠え続けた場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。クンクンと鳴く行為についても同様の扱いとする。

犬が立ち上がり、他犬に至近距離まで接近することが重大な作業妨害に値する恐れがある場合や、他犬との格闘が生じる恐れがある場合、作業は一旦中断され、作業妨害を引き起こした犬以外の全犬は、当該競技課目をその後継続する。

2. 紐無し脚側行進（係点4）。

<実施要領>

脚側行進は常歩にて審査され、左折、右折反転ターンや停止作業を伴う。速歩行進も試されるが、この場合右折のみ設定される。常歩と速歩は明白な実行速度の違いが確認可能で

なければならない。

指導手が2歩又は3歩前進、後退する作業時の犬の態度も試される。

一競技会の全出場犬は、同じ脚側行進実施要領に則り、作業を実施すべきである。

＜評価方法＞

作業大半を指導手前後50cm以上離れた位置にて行進する犬の当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。指導手と犬の行進速度（常歩又は速歩にて）が遅い場合、当競技課目作業は「2～4評価点」減点されるべきである。犬による大幅な遅れは重大ミスとみなされ「2～5評価点」減点を引き起こすべきである。

指導手とのコンタクト不足や追加声符使用はミスと見なされる。

進行方向から反れた犬の行進（平行でない、カニ歩き）は「1～3評価点」減点とされるべきである。指導手による方向変換実行中、及び方向変換前後の減速や静止行為は、評価点の減点を引き起こす。

脚側行進における犬と指導手の動作は自然体でなければならない。犬による不自然な脚側行進位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされる。指導手についても同様の扱いとする。これらミスは競技課目全体の「不合格」を引き起こす場合もある。

犬と指導手との間隔は明確でなければならない。犬が指導手に対し間隔を詰めた状態で行進する場合、それ以上に犬が指導手の行進を邪魔する又は進路を明白に妨害する場合、評価点が減点されるべきである。犬が指導手に対し寄り掛かる又は指導手と接触する行進を実行する場合は更なる評価点減点が実施されるべきである。

3. 行進中の1姿勢（立止・停座・伏臥）（係点3）。

＜競技課目の解説＞

3姿勢（立止、停座又は伏臥）のうち、犬が移行すべき姿勢は審査員によって事前に決断されている。実行されるべき姿勢は競技会（クラス審査）開始前に審査員又はスチュワードによって、全出場指導手に周知し終えているべきである。「オビディエンスⅠ」において全競技参加犬は同一姿勢を実行すべきである。

＜実施要領＞

目標マーカーやコーン配置地点における方向変換作業以外、全競技課目課題作業はスチュワード指示にて実行される必要がある。

犬を伴った指導手は、作業開始地点を「常歩」にて直線上に離れ、約10m進んだ地点にて指導手は静止する事無く犬に対し、「立止」、「停座」又は「伏臥」実行を命じ、発声された声符に対し犬は即座に正しい「指示姿勢」を実行しなければならない。追加・重複声符使用は認められない。

使用された場合、当競技課目作業は「不合格（評価点＝0点）」とする。

指導手はそのまま約10m前進し続け、マーカー又はコーンによって印された地点にて犬の方角に向き直り、静止する。約3秒後、指示にて指導手は犬から離れた行進コースと並行した形で犬の方向に向かって進み出し、犬の右側を約50cm空ける形で通過する。指導手は犬の後方約1～2m地点において反転ターンを実行し、犬の側面に到達次第、声符発声により犬の基本姿勢実行を促す。

＜評価方法＞

犬が下記何れかの行動を実行した場合、当競技課目は「不合格」扱いとする。

- ・誤姿勢にて静止した場合（下記例外を参照）。
- ・指導手が向き直る前に一旦正しく実行した姿勢を変更した場合（下記例外を参照）。
- ・声符発声以前に静止した場合。
- ・姿勢実行を促す追加・重複声符が使用された場合。
- ・指定姿勢実行を促す声符を発する直前又は同時に指導手が静止した場合。

犬が声符に対し俊敏に反応し、誤姿勢にて静止した場合、その他作業内容が完璧であった場合に限り、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

犬が声符に対し俊敏に反応し、即座に一旦正しく実行した姿勢を指導手が向き直った前に

変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。この場合、その他作業内容が完璧である必要があり、犬が静止地点から移動する事無く姿勢変更のみ実行した事が前提となる。

合格評価点獲得には犬は声符発声後1犬身以上動くべきではない。

犬が自主的に指導手の元へ進む、又は指導手が犬を通過した際に犬が指導手に付いて行ってしまい、指定指示実行地点より離脱した距離が1犬身であった場合、当該競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

犬が一旦正しく実行した姿勢を、指導手がコーン又はマーカー設定地点において向き直った後に変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

指導手が声符発声以前に歩度変更を行った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。指定姿勢を促す声符と視符や体符の兼用は、それらの強弱と長さに応じ、重大減点を引き越す。評価点の減点幅は「1～5点」とすべきである。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実行方法にも注意が払われる必要がある。作業内容が良くない脚側行進作業に対する評価点減点幅は「1～2点」とすべきである。行進や静止速度が遅い場合、進行方向から反れた静止実行はミスと見なされ、評価点減点幅は「1～4点」とされるべきである。指導手が誤った側面にて犬を通過した場合、1点減点とすべきである。

4. 招呼（係点4）。

＜実施要領＞

マーカー／コーン地点における方向変換以外、全競技課目課題作業は指示にて実行される必要がある。

指示にて、指導手は犬に対し伏臥を命じ、スチュワード許可にて指示された作業開始地点より約20～25m離れた地点に向かって進み、指定地点において自主的に向き直り、静止する。続く指示にて犬を招呼する。この場合、声符と犬名の連続発声は認められるが、2つの独立した単語に聞こえないよう、注意が払われる必要がある。

＜評価方法＞

犬は招呼声符に対し意欲的な反応を示すことが重要である。招呼実行時、最低「活発なトロット（軽速足）」に相当する適切な速度における作業実行と終始一貫した速度維持が要求される。作業意欲が見られない招呼は、重大ミスと見なされる。

作業実行速度審査にあたり、犬種特性や体格構成が考慮される必要がある。

指導手による招呼声符発声以前に犬が姿勢を立止や停座へ移行した場合や、静止位置より1犬身以内の離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。招呼声符発声以前に犬が1犬身以上の距離を静止位置から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。

「招呼実行を促す声符」が1個以上必要となる場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。第3声符使用にて当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。

5. 指定範囲への送り出し及び伏臥（係点4）。

＜競技課目の解説＞

作業開始地点より約15m離れた地点において、約3m四方の指定範囲（スクエア、ボックス）が設定されている。作業開始地点からスクエア中心地点までの距離は15mとする。

指定範囲規模は3m四方、指定範囲中央地点より作業開始地点までの距離は約15mと設定される。指定範囲の四隅は高さ約10～15cmのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例、テープ、石灰線やバンド、等）。指定範囲外部仕切り線より隣接したリング仕切り線までの距離は最低約3～5m離す必要がある。

＜実施要領＞

作業開始前に指導手は犬に対し指定範囲内にて「一旦立止を命じた後、伏臥を命じる」又

は、「直接伏臥を命じる」かを審査員に告げる必要がある。立止、伏臥及び軌道修正を促す声符以外、他声符は指示にて使用されなければならない。

犬は指導手指示に従う必要がある。すなわち、指定範囲内にて立止を促す声符が使用された場合、犬は立止姿勢に移行すべきであり、直接伏臥姿勢が指示された場合は即座に伏臥姿勢に移行すべきである。

犬による自主的な行動は評価点の減点対象とする。すなわち、指定範囲内における立止と又は伏臥姿勢を促す声符使用を必須とする。

指示にて指導手は犬を作業開始地点より指定範囲に対し送り出す。犬は直線上を進みながら指定範囲へと進み、進路上にある前面から指定範囲へ侵入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し「一旦立止実行後、伏臥」を命じるか、又は「直接伏臥実行」を命じる。伏臥実行前に一旦立止姿勢の実行が求められた場合、伏臥実行を命じる声符が発声されるまで「立止姿勢」は明白かつ、安定して継続実行（～3秒間）されなければならない。「立止と伏臥」と又は「伏臥を促す声符」は指示無しで指導手によって発せられるべきである。

指示にて指導手は犬の側面へと進み、続く指示で犬による基本姿勢実行を促す。

当競技課目作業実行中、追加声符使用による評価点の減点を防ぐ為、指導手は声符を合計4つ以上使用すべきでない。4声符には指定範囲内における犬の立止を促す声符が含まれる。他選択肢として指定範囲内において犬を直接「伏臥」を命じる場合、使用声符数は最大3声符となる。作業中、犬の軌道修正を行う必要が生じた場合、声符と視符の兼用が認められる。犬が指導手から離れた状態にある場合に限り、声符と視符の兼用が認められる。

<評価方法>

指導手による方向誘導指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為（例えば、指定範囲の位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（たとえ作業開始前であったとしても）は当競技課目の「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して範囲や方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない。

指導手が声符発声と同時に立ち位置を如何なる方角へと変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。過剰な動作（体符、ボディランゲージ）が確認された場合、獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬の誘導や軌道修正が行われる場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる時に視符が使用された場合、「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業実行速度が遅い又は極度に遅い場合、獲得可能最高評価点数は「7～8点」とする。

犬が自主的に作業を実行した場合、減点が実施される。犬が指定範囲に向かう途中自主的に静止した場合や、指定範囲内にて無声符使用で静止した場合、「3評価点」減点とする。犬が指定範囲外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認められず、当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

指導手が合計7声符（指定範囲内の立止を促す声符を含む）、又は合計6声符（直接伏臥実行時）使用した場合、評価点の減点に繋がる。

追加誘導・軌道修正声符使用が引き起こす評価減点幅はそれらの重度や、犬の声符に従う意思に応じて変動するが、1声符あたり、「1～2評価点」減点を引き起こす場合がある。

「指定範囲」

犬が指定範囲を何れかの側面や後面から進入した場合、「0.5～1評価点」減点される。合格評価点獲得には犬の胴体部分全体が指定範囲内に収まっている必要があるが、尾に関しては例外とする。

「立止を促す声符」にて犬が指定範囲外隣接地点や境界地点にて静止し、指定範囲侵入を

促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥を命じる声符」が発せられる前に新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。又は、再誘導声符と新たな「立止を促す声符」が掛けられた後に直接「伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で各姿勢が明白に実行される限り、前者、後者共に「2 評価点」減点とする。

犬が指定範囲内にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2 評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行されない、維持されない又は実行時間が不足した場合、「1～2 評価点」減点を引き起こす。犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行された場合、「3 評価点」減点を引き起こす。

作業終了前に犬が指定範囲より離脱した場合、当競技課目作業は「不合格（評価点＝0 点）」とする。指定範囲内にて犬の匍匐行動や周辺を嗅ぐ行為が見受けられた場合、減点幅は「1～3 評価点」とするべきである。指導手が犬の元へ到達する以前、又は犬の側面に到達した段階で犬が姿勢変更を行った場合、減点幅は「2～3 評価点」であるべきである。指導手が犬の側面にて姿勢変更を促す声符を発する前に、犬が自主的に姿勢を停座又は立止へ変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8 点」とする。

「オビディエンス I」における立止又は伏臥を命じる追加・重複声符使用は「1 評価点」減点を引き起こす。前記、立止又は伏臥姿勢を促すにあたり、何れかの声符の 3 回使用により、当競技課目は「不合格（評価点＝0 点）」とする。

6. 遠隔操作による 4 姿勢変更（停座／伏臥）（係点 4）。

< 競技課目の解説 >

互いに約 0.8～1 m 離れた地点に配置されている 2 つのマーカー間に、作業開始地点が設定されている。2 つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指導手指示に従い、犬は静止位置を変更する事無く、姿勢変更を合計 4 回実行すべきである（停座⇒伏臥⇒停座⇒伏臥）。

スチュワードは指導手に対し、略図又は電光表示板を用いて次なる実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な約 3～5 m 離れた地点にて、姿勢実行表示を行うべきである。

スチュワードは犬によって実行されるべき姿勢を表示するにあたり、犬が目視不可能な場所に立つべきであり、姿勢表示を約 3 秒毎に変更すべきである。

< 実施要領 >

指示に従い、指導手は接面を形成する想像上の線（境界線）の手前にある作業開始地点において犬に対し伏臥姿勢への移行を促す。

指導手は、指示された犬の前方約 5 m 離れた地点へと進み、犬の方へ向き直る。犬は合計 4 回姿勢変更を行うべきであり、実行順序は常に「停座⇒伏臥⇒停座⇒伏臥」とする。

よって、姿勢変更を促す最終声符は「伏臥を促す声符」であるべきである。スチュワードは約 3 秒毎に犬が実行すべき姿勢が書かれている表示板を変更する。

指導手による声符使用は必須とする。指導手が犬から離れた地点にいる場合に限り、声符発声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は短く、声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、指示にて犬に対し基本姿勢実行（脚側停座）を促す。

< 評価方法 >

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時における実行位置変更の有無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へ向かって合計 1 犬身以上移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0）」とする。犬による離脱距離が 1 犬身に値する場合、獲得可能最高評価点は「6 点」とする。離脱距離測定にあたり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱実行距離）が合算される。

4 姿勢の内、犬が 1 姿勢を誤実行した場合や、1 姿勢実行にあたり 3 声符を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7 点」とする。2 姿勢誤実行の場合、獲得可能

最高評価点は「5点」とすべきである。姿勢変更実行にあたり犬が2声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬による姿勢実行を促す第2声符無視は採点上、姿勢未実行に値する。すなわち、姿勢実行を促す初回追加・重複声符使用は「2評価点」減点を引き起こし、続く姿勢変更実行に追加・重複声符が使用された場合、「1評価点」減点とする。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第3声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上未実行扱いとなるうえ、続く姿勢実行が可能でなければならない。

過剰な発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を招く。

指導手が犬の元へ辿り着くまでに犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「最大8点」とすべきである。

脚側行進より基本姿勢、又は当競技課目終盤の伏臥姿勢から基本姿勢を促すにあたり追加・重複声符が使用された場合、「オビディエンスⅠ」においては「1評価点」減点を引き起こす。

7. 障害飛越を伴うダンベル持来（係点4）。

＜実施要領＞

指導手と犬は、指導手が選定した障害より約2～4m離れた地点にて、共に基本姿勢にて待機する。障害設定高は概ね犬のキ甲高に比例すべきであるが、最大設定高は50cmとする。スチュワードより木製ダンベルを受け取った指導手は、ダンベルが障害上空を通過するよう、ダンベルを障害の反対側に投擲する。その後、指導手は犬による障害の往路飛越、持来と復路飛越実行を促す。「持来を促す声符」は、犬が往路飛越を開始するまでに発せられる必要がある。指導手が持参するダンベルの使用は認められるが、使用ダンベルが木製であり、当規程にて定義されている物に類似するか作業開始前に審査員によって確認されるべきである。「持来を促す声符」以外の全声符は指示にて使用される必要がある。

＜評価方法＞

犬が意欲的に作業を行っている限り、ダンベルを短時間探す行動に転じたとしても減点対象とすべきではない。飛越実行時に犬の障害との如何なる軽度接触が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。足掛け行為等の重度接触は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こす。

犬が往路又は復路飛越のみ実行し、ダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。往復飛越やダンベル持来未実行は、当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こす。更に飛越時の重度接触により障害が倒れた場合も「不合格」とする。犬が声符使用を予測し作業を早期開始した場合、「2～3評価点」減点されるべきである。

持来又は飛越を促す追加又は重複声符使用は「1評価点」減点を引き起こす。ダンベル投擲時に犬が維持姿勢から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

8. コーン群又はバレル回りを伴う単独往復走行（係点4）。

＜競技課目の解説＞

作業開始地点より約10m離れた地点に、コーン群（3～6個）又は樽（共に高さ約40～50cm）が配置されている。

「オビディエンスⅠ」における配置される各コーン間の間隔は大きく取られるべきではない。間隔があり過ぎる場合、犬がコーン間を通過する事を誘発する恐れがある。

犬はコーン群又はバレル配置作業を見るべきでない為、指導手が作業開始地点にて静止する以前に配置が完了している必要がある。

＜実施要領＞

作業開始地点において指導手は、脚側停座姿勢にある犬と共にコーン群又はバレルに向かった状態で待機する。スチュワードが競技課目作業開始を告げ、続く指示にて指導手は犬のコーン群／バレル回り作業を実施させる為、犬を送り出す。コーン回り作業の実施経路は時計回り、反時計回り、何れも認められる。犬はコーン群／バレル半周走行を終え、指

導手の元に戻るまで指導手に集中、又はコーン群と指導手間を繋ぐ直線を意識しながら進むべきであり、その後基本姿勢に移行すべきである。コーン群／バレル回り実行にあたり、間隔を詰め過ぎない作業実行が理想とされる。犬種に応じ、中型犬種の場合は約0.5m、大型犬種は最大1m間隔を空ける事が適当とされる。

<評価方法>

犬の声符に従う意欲、作業実行速度並びに明白かつ適切な距離を空けたコーン群回りと、往復最短距離選定実行の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行にあたり、対称性と指導手の元へ戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチ方法も重視されるべきである。コーン群回り作業の実行経路は「時計回り」、「反時計回り」、何れも認められる。

最低「活発なトロット（軽速足）」に相当する適切な速度における作業実行と、終始一貫した速度維持が要求される。作業速度が遅い、又は作業意欲が見られない場合、「1～5評価点」減点を引き起こす。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取りの審査実行にあたり、犬種特性や体格構成が考慮される必要がある。

犬がコーン群／バレルに到達する以前に指導手の方角へと方向変換を行った場合、指導手はコーン群／バレル回りを実行させる為の軌道修正を行う必要がある。軌道修正を促す1声符で犬がコーン群／バレル回り作業を実行した場合の減点数は「3評価点」とする（よって、この場合、他作業課題や審査要素が完璧であった場合に限り、当競技課目評価点は「7点」とする）。犬がコーン群／バレル配置位置に到達したにもかかわらず、外周する事無く指導手を目掛けて方向転換を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。対処法としては犬の軌道修正を促す事によるコーン群／バレル回り作業を成功させる事により減点を「3評価点」に抑える事である。

作業中に招呼声符が使用された場合や、犬がコーン群／バレル回りを2周実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

当競技課目作業が「不合格（評価点＝0点）」と見なされる事例としては、最も遠方に配置されているコーン・バレルから最低1.5～2m離れた地点に到達する前に方向変換を実行した場合、「コーン群／バレル回り作業を促す」第3声符が使用された場合、「招呼を促す」第2声符が使用された場合がある。

犬の軌道修正が必要となった場合、修正を促す声符との視符兼用が認められる。作業実行速度審査にあたり、犬種特性と個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬によるコーン接触又は衝突は、度合いに応じ「1～3評価点」減点を引き起こす。犬がコーン1本又は複数のコーンを倒した場合、「2～3評価点」減点とする。犬がコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

作業開始地点にて作業展開方向を示す行為や犬に触れる行為は禁止されている。前記行為実行は当競技課目の「不合格」を引き起こす。

9. 作業総合印象（係点2）。

<評価方法>

総合評価審査にあたり、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は必要不可欠要素である。正確性及び精密性、指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、共同作業への相互的喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。全競技課目中、競技課目間の全行動が「作業総合印象評価」に反映される。

作業中や競技課目間において、犬が制御不能となり、たとえ一度でも指導手から離脱し、リング外へと離脱する事無く、最大2招呼声符にて指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大7点」とする。犬が指導手の元に戻らない場合や、指導手の元からの再離脱行為は「失格」を引き起こす。

作業中、又は競技課目間に犬がリング離脱した後に最大2招呼声符にて即座に指導手の元に戻った場合、「作業総合印象評価点」は「最大5点」とする。

犬による排便、排尿行為が確認された場合、「作業総合印象評価点」は「0点」とする。

(4)FC I オビディエンスⅡ。

1. 2分間のグループ伏臥（指導手は視野外待機）（係点3）。

<実施要領>

全出場犬は伏臥姿勢に移るべきであり、全指導手は2分間に渡り犬の視野外にて待機する。1グループあたり、最低3頭、最高6頭から構成されるべきである。全頭紐無し状態で入場する必要があり、首輪装着は必須とする。各指導手による「伏臥」に続く「停座姿勢を促す声符」発声は順に1頭ずつ行われる。指示にて声符が使用される必要があり、スチュワードは当競技課目各段階作業の実施を指示する。伏臥姿勢実行中、各犬を1頭ずつ左右に縫うような連続8の字通過等、各種誘惑を受ける。

グループを構成する全指導手が互いに約3m間隔で並列した状態で、各自犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードによる作業開始が告げられた時点で作業が開始される。指示にて各指導手は順に犬に対し基本姿勢から伏臥姿勢移行を促す。グループ内実行順序は「左」から「右」へとする（1⇒6）。

全指導手は一斉に一行で前進しながら各犬を離れ、リングサイドへと進み、更に全頭の視野外となるリング外地点まで前進したうえで待機する。2分間に及ぶ伏臥姿勢維持時間は、全指導手が犬の視野外に移動し終えた時点より計測される。2分経過後、指示にて全指導手はリング内に戻り、リング内の指示位置にて指導する犬と対面した状態で並列する。その後、指示にて各指導手は指導する犬に向かって進み、犬と約50cm間隔を空けて各犬を通過し、犬の後方約3m地点にて静止、犬の方へ向き直るよう指示される。次なる指示にて全指導手は犬の側面まで進み、右から左（6⇒1）の順に犬に対し脚側停座を促すよう、指示を受ける。すなわち、最初に伏臥姿勢を実行した犬が、最後に基本姿勢に移行する順序となる。全指導手が犬の元に戻り、全頭が基本姿勢を取り終え、スチュワードによる作業終了発表を以て当競技課目作業は終了する。

指導手に対し声符発声音量が大きすぎないよう、注意喚起すべきである。発声音量に応じて他犬に影響を及ぼしかねないうえ、場合によっては大きな減点を引き起こす可能性がある。

<評価方法>

指導手が発声する声符以前に、犬が伏臥又は脚側停座姿勢に移った場合（例、隣接犬に向け他指導手が掛けた声符に対し反応した場合）、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。声符発声以前に、犬が自主的に伏臥又は脚側停座姿勢へ移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。この場合、犬は新たに取った姿勢（伏臥又は停座姿勢）を継続維持すべきである。当競技課目開始において自主的に変更した姿勢の維持が不可能な場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。当競技課目終盤に犬が自主的に一旦停座に移り、その後再度伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が横臥位（横たわった姿勢）を実行した場合や、作業終了基本姿勢実行時に脚側停座を実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が伏臥姿勢を実行しなかった場合（2声符発声により）、指導手が視野外にて待機中に犬が姿勢を立止や停座へ変更した場合、1犬身以上匍匐前進又は仰臥位（仰向け姿勢）を実行した場合、当試験課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

2分間に及ぶ合同作業2分経過後、各指導手が既に並列、静止位置に移り終えた後、犬が自主的に停座又は立止姿勢に移った場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。犬が同時に指示姿勢実行位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

犬による不必要な全動作は減点対象とする。落ち着きの無さ、胴体や左右足への重心移動行動は評価点減点対象とする。犬は頭部位置を変更し、周囲を見渡すことが認められる。

リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定さや萎縮した印象を与えてはならない。

犬が数回吠えた場合、「1～2評価点」減点とする。犬が数回に渡り連続咆哮した場合、更なる減点を引き起こす。犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。クンクン鳴く行為についても前記と同等の扱いとする。

犬が立ち上がり他犬に対し至近距離まで接近した場合、その行為が重大な作業妨害に値する又は他犬に対する誘惑等があった場合、競技課目作業は一旦中断された後、妨害を引き起こした犬以外の全犬にて競技課目作業が再開、継続される。

2. 紐無し脚側行進（係点4）。

<実施要領>

脚側行進作業の目標は、犬が終始意欲的且つ注意深く、そして終始指導手左側にて行進位置と指導手との距離を一定に保ち、方向変換、反転ターン、一旦停止や歩度変換を安定的に行う事である。

「オビディエンスⅡ」における脚側行進作業は方向転換、反転ターンや一時停止を伴う各種歩度（常歩、緩歩、速歩）で実施、審査される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が2～3歩前後行進を行う場合や、静止状態から直接短距離に渡る後退作業（5～8歩、2～3m）中における犬の作業態度も試される。後退作業は停止状態から展開され、再度一旦停止にて終了する。

作業開始及び終了は、スチュワードによって指示される。後退行進作業実施にあたり、停止地点後方の床面が平坦であり、かつ安全が担保されている必要がある。競技会の全出場者は同一距離及びコース設定にて脚側行進作業を実施すべきである。

<評価方法>

当競技課目作業大半を指導手後方50cm以上行進する犬や、指導手から離脱する犬の当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。常歩や速歩における行進速度が遅い場合、「2～4評価点」減点とすべきである。指導手後方における作業意欲が見られない遅れは重大ミスと見なされ、「2～5評価点」減点を引き起こすべきである。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢（平行でない、カニ歩き）は「1～3評価点」減点とされるべきである。方向変換実行中や前後の指導手による減速、又は一旦停止行為は評価点の引き下げを招く。

脚側行進作業中の指導手並びに犬の行進態度は、自然体でなければならない。犬や指導手による不自然な行進や誇張した表現は重度ミスと見なされ、度合いに応じて当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を招く場合もある。

犬と指導手間の間隔は一定でなければならない。犬による指導手との極度に密着した行進態度、これ以上に犬が指導手進路を妨げる、又は明白に妨害する場合、更に犬による指導手に寄り掛かる又は接触しながらの行進態度が見受けられた場合、前記事例順に大幅な減点を実施されるべきである。

後退作業実施中、安全確保の為指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。尚、作業内容が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は「1～2評価点」とすべきである。

3. 行進中の2姿勢（立止・停座・伏臥）（係点3）。

<競技課目の解説>

「立止」、「停座」、「伏臥」の3姿勢中、犬は2姿勢を実行する必要があり、審査員は競技開始前に各実行姿勢と順序を決定する。

コースには左屈折又は右屈折地点が設定されるべきであり、屈折実施方向は全出場者を対象に同一に設定されている必要がある。作業開始地点、方向変換地点（左折、右折（角度は共に90度））は小型コーン等によって印されているべきである。

スチュワード又は審査員は、競技会開始前に（又はクラス審査前に）全指導手に対し採用

される2姿勢や実行順序と、方向変換方角を周知すべきである。

各姿勢実行静止地点（立止、停座又は伏臥）は、各10m直線部上の大よそ中央地点付近（5m）とする。

<実施要領>

スチュワードは指導手に対し作業開始、姿勢実行（立止／停座／伏臥）声符発声、反転ターン実行及び作業終了時に実施される静止タイミングを指示する。各屈折、及び各停止後に犬を迎えに行き合流した上での作業継続は指示無しで実施される。

指導手は犬を伴い作業開始地点を常歩にて離れ、コースの第1直線部側面を進みながら第1屈折地点を目指す。おおよそ半分の道のり（約5m）を過ぎた地点において指示にて、指導手は犬に対し「第1指定姿勢実行（立止、停座又は伏臥）」を促す。犬は即座に正しい姿勢に移行すべきである。姿勢移行を促す追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、該当姿勢は審査上「不合格」と見なされる。

指導手は更に直線部側面を約5m前進し続け（ほぼコース上に設定されている次なる屈折地点迄）、指示にて犬の方へ向き直り、そのまま犬へ向かう道程を沿う形で犬の右側約50cmの間隔を空けながら通過する。指導手が犬の後方約2m通過した地点において指示に従い、新たな反転ターンを実行し、犬の元へと戻る。

犬の側面に到達した指導手は、歩度を変える事も、静止する事も無く、「脚側行進再開を促す声符」を犬に向けて発する。

続く競技課目課題は、当競技課目第1段階とほぼ同様の実施要領で実行される。すなわち、屈折作業（右折又は左折）実行後、指導手はコース第2直線部上の終着地点（作業終了地点）を目指し、約5m前進した地点において犬による「第2指定姿勢」実行を促し、第1直線部上の作業と同様の実施要領で作業を実行する。

各立止、停座又は伏臥実行姿勢方向は作業開始、屈折及び作業終了各地点を結ぶ想像上の線と平行して犬によって実行されなければならない。各方向変換地点と犬の間隔は約50cmとするが、この場合、犬の体高値が考慮される必要がある。各屈折作業は直角（90度）に実行される必要があり、決して半円を描いてはならない。指導手と犬は各方向変換地点コーンの右側から曲り込み、左側に残しながら通過しなければならない。指導手の歩行は自然体であるべきであり、常歩にて実施されるべき通常の脚側行進歩度と比較し、遅く又は早く実行されてはならない。

<評価方法>

合格評価点獲得の為、最低1姿勢の正確な実行が不可欠となる。犬が1指定姿勢を正しく実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

下記の場合、「特定1姿勢」が審査上、「不合格扱い」となるのは、誤姿勢が実行された場合、姿勢実行を促す声符が発せられた後に、犬が更に1犬身以上の距離を前進し続けた場合、一旦正しく取った姿勢を変更した場合、指定姿勢実行を促す第2声符が使用された場合、犬が一旦静止した後、再度前進を再開し、1犬身以上の距離を前進した場合、指定姿勢実行を促すにあたり、指導手により重度視符又は体符が使用された場合である。

指導手による姿勢実行声符に対し犬が静止しなかった場合（指導手が向き直るまでに静止に至らなかった場合）、当競技課目は「不合格（評価点＝0）」と見なされる。指導手が続く方向変更地点に到達するまでの間、犬の静止を促す追加声符使用が認められる。指導手が次なる屈折地点に到達するまでに発する追加声符に犬が従い静止した場合、作業継続が認められるが、当競技課目の獲得可能最高評価点は「6点」とする。

当競技課目審査にあたり、脚側行進実施内容と同時に実行される各姿勢（立止、停座、伏臥）の向きが作業開始地点、方向変更地点と作業終了地点を結ぶ各想像上の線と平行して実行されているかに注意が払われる必要がある。

遅い立止、停座、速度実行速度、進行方向より反れた指定姿勢実行、悪い脚側行進内容、声符発声直前の歩度変換、屈折作業の半円上の実行、設定コース側面に沿った平行でない脚側行進と、指導手による確認を目的とする犬の方角への振り向き行為はミスと見なされ

る。前記何れかの行動が確認された場合、「1～4 評価点」減点を実施されるべきである。指導手が犬の誤った側面において通過した場合、「1 評価点」減点されるべきである。各指定姿勢実行を促す追加声符使用は禁止とする。追加声符使用が確認された場合、該当姿勢は審査上「不合格扱い」と見なされる。犬の立止／停座／伏臥姿勢実行を促すにあたり、指符や体符使用は重大ミスと見なされ、大幅な評価点減点を引き起こす。実行強度と実行時間に応じ、該当姿勢は「不合格」とし又は、当競技課目作業は「1～5 評価点」減点される。

4. 立止を伴う招呼（係点3）。

＜競技課目の解説＞

招呼実行距離は約25～30mとする。犬が半分の距離に到達した地点において、指導手は声符にて静止（立止姿勢）を促す。作業開始地点と中間地点を、小型コーン又は半球体マーカー等によって印す事が認められる。中間地点はコーンや他印によって目視可能となる方法で記されるが、犬の進路から明白に外れた地点に設定される必要がある。このコーン／印は指導手が「静止を促す声符」を掛ける地点として捉えられるべきである。すなわち、犬が中間地点に配置されているコーン／印に到達次第、「静止を促す声符」が使用されるべきである。

＜実施要領＞

作業開始位置において、指導手は指示により伏臥姿勢を命じ、指示された方角に対し約25～30m進み、犬の方へ向き直り、静止する。指導手は指示にて犬を招呼する。犬が全招呼距離の概ね中間地点に到達次第（配置された中間地点マーカーに到達すると同時に）指導手は自主的に犬に対し立止姿勢実行を命じる。中間地点は犬の進路から外れたマーカー／印によって印されている（中間地点は立止声符発声位置とし、犬が静止を実行すべき地点と捉えるべきではない）。犬は招呼声符に従い即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に対し直ちに制動行動に移り、静止すべきである。

指示に従い（約3秒後）指導手は犬を再度招呼する事により基本姿勢への移行を促す。

全ての指導手指示は声符である必要があり、明白に伝わる方法で発声されなければならない。犬の静止を促すに限り、声符との視符兼用が認められる。尚、視符は声符と同時に使用される必要があり、声符発声時間を上回る使用は認められない。

招呼を促すに当たり、犬名を続けて明白に発声する事は認められるが、2つの独立した声符である印象を与えない様、連続使用されなければならない。

＜評価方法＞

犬は各招呼声符に対し意欲的な反応を示す必要があり、「静止を促す声符」に対し正確な静止作業を実行しなければならない。最低「速いトロット（軽速足）」に値する速度における、安定した招呼作業実行が要求される。遅い招呼実行速度や、静止指示を予測する犬の行動はミスと見なされる。極度に遅い作業動作や作業意欲不足は当競技課目の「不合格」を招く場合もある。尚、招呼速度と静止作業審査にあたり、犬種特性と個体の体格構成が考慮される必要がある。招呼声符にて犬は即座に招呼作業を開始すべきであり、「静止を促す声符」に対し直ちに制動行動に移り、静止すべきである。

初回招呼又は静止作業実行後の再招呼作業を促すにあたり追加・重複声符が使用された場合、「2 評価点」減点とする。前記何れかの招呼作業を促す「第3 声符」使用や、合計4 招呼声符使用により、当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。

初回招呼声符発声以前に犬が1 犬身以上立ち位置から離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬が招呼される前に立止又は停座姿勢に移行した場合や、1 犬身以内の離脱距離が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

静止作業を審査するにあたり、速度が速い犬や体格上、体重が重めな犬に限り、制動距離に付いて多少の許容範囲超過が認められるが、速度が遅い犬にあっては認められない。声符発声と同時に犬は制動動作を開始し、静止すべきである。

犬の招呼速度と関係なく、静止を促す声符発声時より、完璧又は正確と見なされる静止実行まで犬は1犬身以上の距離を要してはならない。前者と比較し、速度が遅い犬はより正確な静止作業を実行すべきである。静止後の数歩に渡る前進行動は、重大ミスと見なされ、評価点の引き下げを引き起こすべきである。制動、静止実行にあたり、犬が地面を滑る動作に転じた場合もミスと見なされ、同様に評価点の減点を招く。

犬が静止試みに失敗し、約3犬身以内の距離にて静止しない場合、審査上は「静止未実行」と扱われ、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が静止を試みなかった場合、当競技課目評価点は「不合格（評価点＝0点）」とする。

犬が誤姿勢にて静止した場合や、静止（立止）姿勢から他姿勢へ移行した場合、静止作業のその他審査要素を完璧に満たす限り、「2評価点」減点とする。

5. 指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼（係点4）。

<競技課目の解説>

指定範囲面積（スクエア、ボックス）は3m四方とし、作業開始地点から中央地点までの距離は約23mと設定される。指定範囲の四隅は、高さ約10～15cmのコーンによって印され、各コーン外面は明白に目視可能なマーキング線によって結ばれる必要がある（例、テープや石灰線を使用）。

指定範囲境界線より最も近い会場リング仕切り線までの距離は最低約3～5mとする。

<実施要領>

競技課目作業開始前に指導手は「犬に対し指定範囲内にて一旦立止を命じ、その後伏臥を求めるか」、「直接伏臥実行を求めるか」を審査員に告げるべきである。

立止、伏臥及び軌道修正を促す指示以外の全指示は、スチュワード許可を得た上で使用される必要がある。

指導手は当競技課目指導規則に則り指導すべきであり、犬は指示に従う必要がある。例えば、指導手が指定範囲内において立止実行を求める場合、立止姿勢に移行すべきであり、直接伏臥を命じた場合は即座に伏臥姿勢を実行すべきである。

犬が自主的な判断に基づき作業を実行した場合、評価点の減点対象とする。すなわち、指定範囲内における立止及び伏臥実行にあたり、指導手による声符使用が必須となる。

スチュワード許可にて指導手は、犬を作業開始地点から面積3m四方の指定範囲（スクエア／ボックス）へと誘導する。

犬は直線上を指定範囲へと向い、進路上にある指定範囲正面側から進入すべきである。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢を促した後、伏臥姿勢移行を命じるか、直接伏臥実行を促す。一旦、立止姿勢実行が命じられる場合、引き続き伏臥実行が促されるまで立止姿勢が明白かつ、安定した形で継続的に実行される必要がある（約3秒間）。「立止」と又は「伏臥を促す声符」使用タイミングは指導手判断に委ねられる。

次なる指示にて、指導手は指定範囲側面の右手前方に配置されているコーンに向かって前進する。コーン到達約2m直前にて左折実行指示を受け、左折実行後約3m地点到達時に新たに左折指示にて左屈折を実行し、作業開始地点へと戻る。

第2左屈折実行後、約10m前進した地点にて、指導手は静止する事無くそのまま作業開始地点へ向かいながら、犬に対し招呼を促す指示を受ける。指定範囲からの招呼作業を促す声符発声と同時に、指導手は一瞬間の位置を変更する事が認められる。作業開始地点に到達した指導手は、スチュワードより停止実行指示を受ける。

追加・重複声符使用による評価点減点防止の為、当競技課目作業を犬に実行させるにあたり指導手は、合計4声符以上使用すべきでない。うち、1声符発声にて犬は指定範囲内で立止姿勢を実行すべきである。他選択肢として、指導手は犬に対し直接伏臥実行を命じる事が可能であるが、この場合、合計使用声符数は3声符とする。犬の軌道修正が必要となった場合、声符と視符兼用が認められる。

<評価方法>

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びに最短距離選定に審査上

重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為（例えば、指定範囲の位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（作業開始前であったとしても）は、当競技課目「不合格」を引き起こす。作業開始前の犬による指導手の接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが、指導手による犬の接触は認められず、決して指定範囲や特定方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない。

指導手が声符発声と同時に基本姿勢から如何なる方角へも離脱した場合、当試験課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。指導手による過剰なボディランゲージ（体符）実行が見受けられた場合、当競技課目の獲得可能最大評価点は「8点」とする。

犬の誘導又は軌道修正が必要となった場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面にいる場合の視符使用は、「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業速度が遅い、又は極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6～7点」とする。

犬が自主的な判断に基づき作業を行った場合、減点対象とする。指定範囲に向かう道のりの途中で静止した場合や、指導手指示を受ける事無く指定範囲内にて静止又は伏臥を実行した場合、「3評価点」減点を引き起こすべきである。

犬が指定範囲側面又は後面から進入した場合、「0.5～1評価点」減点されるべきである。

犬が指定範囲外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、再誘導行為は認められず、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」扱いとする。なお、尾にあつては指定範囲境界線内に収まっている必要はない。

立止を促す声符にて、犬が指定範囲外隣接地点や境界線地点にて静止し、指定範囲進入を促す再誘導声符が必要となった場合、「伏臥姿勢を促す声符」が発せられる前に、新たな「立止を促す声符」が使用される必要がある。又は、「再誘導声符」と「新たな立止を促す声符」が掛けられた後に「直接伏臥を促す声符」が使用されなければならない。犬の反応が迅速で、各実行姿勢が明白である限り、前者、後者共に「2評価点」減点とする。

犬が指定範囲内にて声符に従い誤姿勢を実行した場合、「2評価点」減点とする。立止姿勢が明白に実行、維持されない、又は実行継続時間が不足した場合、「1～2評価点」減点を引き起こす。

犬が自主的な判断に基づき誤姿勢を実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が行う第2屈折作業以前に、犬が停座又は立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0）」とする。指導手が第2屈折実行後、犬に対し招呼を促す前に犬が停座又は立止姿勢へ姿勢変更した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。指定範囲内にて、犬による姿勢変更を伴わない匍匐行動等の伏臥実行地点からの離脱が確認された場合、「2～3評価点」減点とする。スチュワードが招呼実行許可を与える前に、犬が静止位置から離脱し指定範囲境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。なお、犬が指導手による招呼指示を予測し、指導手指示よりほんの若干早めに招呼作業を開始した場合（例えば、指導手に対するスチュワード指示にて犬が作業を開始した場合）、「2～3評価点」減点とする。

招呼、立止及び伏臥を促す追加・重複声符使用は、「2評価点」減点を引き起こす。前記1所作でも促すにあたり第2追加・重複声符（第3声符）が使用された場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

6. 遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来（係点3）。

<競技課目の解説>

互いに約10mの間隔に、木製ダンベル2個が容易に目視可能な状態で配置される。持来されるべきダンベルはくじ引きによって決定される。

作業開始地点は、ダンベル2個を結ぶ想像上の線と、作業開始地点が起点となる中央線との交差点から約15m離れた地点に設定されている。

各ダンベル配置位置を結ぶ想像上の線の中央地点より約10m地点に、すなわち作業開始地点より5mの位置に小型マーカー（テープ、石灰線、マーカー等）が設定される。

作業開始が告げられた後に木製ダンベル2個を、ダンベル間を結ぶ想像上の線上に、互いに約10m離れた地点に容易に目視可能な状態で配置する。持来されるべきダンベルに関わらず、スチュワードは同一競技会において全出場者を対象にダンベルを常に同一順序で配置する（常に「左⇒右」又は「右⇒左」）。作業開始地点において、指導手と犬は約5m前方に設定されているマーカーに向いて待機する（すなわち、配置されている2つのダンベルを結ぶ想像上の線の中央地点に向く）。当競技課目の作業開始は指示される。

<実施要領>

作業開始地点にて指導手と犬は約5m前方に設定されているマーカーに向って待機する。作業開始が告げられ、2つのダンベルが配置された後、指導手は犬と共に作業開始地点よりマーカーを目掛けて進むよう指示され、マーカーを1～2m通過した地点において指示にて反転ターンを実行し、そのまま作業開始地点に向かってマーカーまで戻り、マーカー設定地点に到達次第、指導手は自主的に犬のその場での立止を促す。

その後、指導手は犬を離れ単独で作業開始地点まで戻り、静止すると同時にダンベルが配置されている方角に向き直る。犬に静止を促す声符を発声する場合や、犬から離れる際に停止すべきではない。約3秒経過後、抽選で決定されたダンベル元へと犬を向かわせる指示を受けた後、指導手による持来を促す声符又は視符により犬はダンベルを持来し、正確に引き渡すべきである。「方角を指示する声符（「右」や「左」）」と「持来を促す声符（視符兼用も可）」は間を余り空けずに発声されるべきであるが、「持来を促す指示」が遅れた場合は追加声符使用と見なされる。

<評価方法>

指導手による方向指示、持来及び静止指示に従う犬の意欲、作業実行速度並びに正しいダンベルへの最短距離選定に審査上重点が置かれるべきである。

作業開始地点における作業展開方向を示す、又は犬に触れる行為は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こす（「ハンド・タッチ」＝犬による指導手の手のひらに触れる行動は認められる）。

合格評価点獲得には、犬は指導手より持来実行指示を受けるまでマーカー地点にて実行している立止姿勢から1犬身以上離脱してはならない。

静止実行位置から離脱する犬、伏臥又は停座に姿勢変更する犬の当競技課目獲得可能最高評価点は「8点」とする。指導手指示以前に犬が1犬身以上の距離を静止地点（立止姿勢）より離脱した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

方向指示又は軌道修正用追加指示は、それらの強度と犬が従う意欲に応じ減点幅が変動する。1追加指示当たり、「1～2評価点」減点を引き起こすべきである。

犬が明白に間違ったダンベルへ向かう途中、指導手によって静止され軌道修正を受けた後、正しいダンベルを持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、間違った方角／ダンベルより正しいダンベルへ向かわせる一旦静止を伴わない軌道修正が成功した場合、「2評価点」減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

7. 木製物品6個からの選別作業（係点3）。

<実施要領>

作業開始地点において、指導手は犬と共に基本姿勢にて待機し、指示にて作業が開始されると同時に、スチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2cm）を指導手に渡す。木片に印を施すにあたり、フェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆又はボールペンが使用されるべきである。指導手は、木片を約10秒間手で保持する事が許される。この段階において、犬は木片に触れる又は木片を嗅ぐ事は認められていない。その後、スチュワードは指導手に対し、木片を手渡した後に向き返るよう指示を与える。各木片が犬の視野内又は視野外にて配置されるかは指導手判断に委ねられる。木片配置作業を犬が見守るべきか否かは指導手判断に委ねられる。「脚側位置維持」や「静止を促す声符」使用は認められる。

スチュワードは、指導手より直接触ることなく受け取った木片と他同一寸法木片5つを、指導手より約10m前方の地点に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外の5つの木片は、素手で配置される。各木片は円状、「垂直」又は「水平」に互いに約25cm間隔で配置される。用いられる木片配置パターンは全出場者共通とするが、指導手が保持した木片配置位置は変更されても差し支えはない。

なお、各木片が水平又は垂直線上に配置される場合、指導手が保持した物品は左右先端位置に配置される事は認められない。

その後、指導手は向き直るよう指示され、指導手は犬に対し印が施された木片の選別、持来を促す。一般規程に基づき犬は指導手が作業開始前に保持した木片を選別、持来、引き渡すべきである。意欲的、かつ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新たに6つの木片が準備、使用されている必要がある。

<評価方法>

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に審査上重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される以前に、指導手が保持する木片に対し犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合や、配置木片付近に犬が到達している段階で指導手指示が見受けられた場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

犬が誤った木片を一旦咥え上げた後、正しい木片を咥え上げ持来した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が間違った木片を2回咥え上げた場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

選別作業中の犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度の接触は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こさない。

犬による木片に対する押す、突く行為や木片の移動、又は正しい木片を嗅ぎ当てるにあたり数度に渡る確認行為を要する場合、減点とする。1回の突く又は移動行為は、「0.5～1評価点」減点とする。短い再確認行為は、作業が順序だてて効率的に実行されている限り、必ずしも評価点減点を引き起こすべきではない。

8. 遠隔操作による6姿勢変更（係点4）。

<実施要領>

犬は指導手指示に従い、静止実行位置を変える事無く姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。

作業開始地点は、互いに約0.8～1m離れた地点に配置されている2つのマーカーの間に設定されている。2つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線（境界線）が接面を形成するよう、その手前の作業開始地点において犬に対し伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された犬の前方約10mにある地点へと進み、犬の方へ向き直る。姿勢変更順序は常に「停座⇒立止⇒伏臥」又は「立止⇒停座⇒伏臥」であるべきである。各姿勢への移行は2回実行される必要があり、最終姿勢を促す指示は必ず「伏臥を促す指示」とする。各姿勢実行順序は全出場者同一とする。

スチュワードは指導手に対し、略図又は電光表示板を用いて、次なる実行姿勢と実行タイミングを示す。この場合、スチュワードは犬の姿勢変更を目視不可能な、約3～5m離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは、犬によって実行されるべき姿勢の表示を約3秒毎に変更すべきである。

指導手は声符を使用しなければならない。指導手が犬から離れた地点に作業を行う場合、声符発声時の視符同時使用が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符となる「伏臥を促す声符」発声後、指示により指導手は犬の右側面へと戻り、指示にて犬に対し基本姿勢実行（脚側停座）を促す。

<評価方法>

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持、並びに姿勢変更時における実行方向変更の有無に重点が置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へも合計1犬身上移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬による離脱距離が1犬身に値する場合、獲得可能最高評価点は「5点」とする。離脱距離測定にあたり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱）が合算される。

6姿勢のうち、犬が審査上1姿勢を未実行した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とし、2姿勢未実行の場合、獲得可能最高評価点は「5点」とすべきである。犬が指示姿勢を実行せず、代わりに次なる姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は「5点」とすべきである。

合格評価点獲得には、犬は指導手指示に従い姿勢を最低4回変更する必要がある。

1姿勢変更実行又は姿勢修正にあたり、犬が2声符必要とした場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。犬による姿勢実行を促す第2声符無視は採点上、該当姿勢未実行に値する。姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は「2評価点」減点を引き起こし、更なる姿勢変更実行に追加・重複指示が必要となる度に「1評価点」減点とする。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第3声符使用は認められるが、該当姿勢は審査上未実行扱いとなるうえ、続く姿勢実行が与えられた時間内で可能でなければならない。

過剰な声符発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を引き起こす。

指導手が犬の元へ辿り着くまでに、犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

実行すべき全姿勢の内、例え3～4姿勢が追加・重複指示使用により、即座に良い明白な姿勢実行に繋がる場合、そして実施要領に定義されているその他全課題が納得の行く内容で実行されれば合格評価点を獲得可能とする。

9. コーン群又はバレル回り作業を伴う単独往復走行、静止及び障害飛越（係点3）。

<競技課目の解説>

クラス競技が開催される前に審査員は、全出場者に対し犬が指導手の元に戻る途中に取るべき姿勢（立止又は伏臥）を告げる。指定姿勢は全競技者を対象に同一とする。

2種類の障害（通常障害と障害枠）が互いに約5m離れた地点に配置される。各障害設定高は出場犬のキ甲高に合わせ設定される必要があるが、地上より50cm以上に設定されてはならない。

設置された2つの障害を結ぶ想像上の線より約10m離れた地点にコーン群（3～6個）又はバレル（いずれも高さ40～50cm）が配置される。

犬が一旦停止すべきコーン群より手前約2m地点は、犬の進路から明白に離されて設定され、犬の気を引かないコーン2本や半球マーカー2個又は他印によって印される事が認められる。

犬はコーン群・バレル配置作業を見守る事が認められない為、指導手が作業開始地点にて静止する以前に、配置作業は完了している必要がある。

指導手（又はスチュワード又は審査員）は犬が飛越を行うべき障害（障害枠又は通常障害、「左」・「右」）を抽選すべきである。この段階ではくじ引きで決定された犬が向かうべき方角は指導手に告げられない。犬がコーン群・バレル回りを実行し終え、静止（立止又は伏臥）した時点で、犬がどの障害を飛越すべきであるかが指導手に告げられる。スチュワードは「障害枠（オープン・ハードル）／通常障害（クローズド・ハードル）指示」と指導手に指示する。

作業開始地点は、指導手によって選定可能とされる。障害間を結ぶ想像上の線より5～7m手前に選定される事が認められる。

<実施要領>

指導手は犬を伴い、選定した作業開始地点にてコーン群に向いた状態の基本姿勢で待機する。

スチュワードは作業開始を指導手に告げ、指示に従い指導手は犬のコーン群・バレル回り作業開始を促す。犬のコーン群・バレル回り作業は「時計回り」、「反時計回り」、何れの方

法で実行される事も認められる。コーン群・バレルとの間隔を極端に詰めた回り方は理想的ではなく、むしろ対象物と犬の間には明白な距離が空けられるべきである。犬種にもよるが、中型犬は約0.5m、大型犬は最大1mまで距離を空ける事が適切とされる。

犬がコーン群回りを終え、復路を最低2m進んだ地点で指導手は自らの判断で犬に対し、事前に審査員によって決定された姿勢における静止を命じる。この場合、声符使用は必須とし、視符兼用の是非については指導手判断に委ねられる。

約3秒間に渡る犬の静止作業中に、スチュワードは指導手に対し、犬が向かうべき選出された方角/障害を告げる(障害枠/通常障害声符)。続くスチュワード指示にて、指導手は犬に対し前進再開と正しい障害の飛越作業実行を促す。飛越作業を終えた犬は指導手の元へ戻り、基本姿勢に移行すべきである。スチュワードによる指示を得た上で犬に対し作業開始を促すべきである。

犬が障害に向かって前進開始した直後に、「障害飛越を促す声符」を発声する事が認められる。

<評価方法>

犬の各種声符や方向指示に従う意欲、作業実行速度並びに明白、かつ適切な距離を空けたコーン群回り作業と、往復最短距離選定の有無に審査上重点が置かれるべきである。作業実行にあたり、対称性と指導手元へと戻る際の指導手正面に対する中央線上のアプローチ(静止実施まで)方法も評価されるべきである。コーン群又はバレル回り作業経路は、「時計回り」、「反時計回り」、何れも認められる。

最低「活発なトロット(軽速足)」に相当する適切な速度における作業実行と、終始一貫した実行速度維持が要求される。作業速度が遅い又は作業意欲が見られない場合、「1～5評価点」減点とする。作業実行速度とコーン群回り作業実行時のコーン群との間隔取り、及び静止作業の審査にあたり、犬種特性や個体の体格構成が考慮される必要がある。

犬がコーン群/バレルに到達する以前に、指導手の方角へと方向変換を行った場合や静止した場合、指導手はコーン群・バレル回りを実行させる為の軌道修正を促す必要がある。軌道修正を促す1声符で、犬がコーン群・バレル回り作業を実行した場合の減点幅は「3評価点」とする(よって、この場合、他作業課題や審査要素上作業が完璧に実行された場合、当競技課題評価点は「7点」となりうる)。犬がコーン群・バレル回り作業を実行しなかった場合、当競技課題は「不合格(評価点=0点)」とする。

コーン群回り実行後、犬が自主的に停止を実行した場合(無声符にて、停止が明白に早すぎた場合)、犬は一旦招呼された上で再度静止が促されるべきである。この場合の可能獲得最高評価点は「7点」とする。

静止作業評価にあたり、静止を促す指示に従う犬の意思が評価される。静止指示を下すタイミングは指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群回りを終え、最低2m以上復路を進んだ地点以降に発声される必要がある。

犬が誤姿勢にて静止した場合、当競技課題の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬が明白にコーン群回り作業を終え(1m以上コーン群を離れている場合)、指導手が早すぎるタイミングにおいて犬に静止を促した場合、「2評価点」減点されるべきである。

犬が指導手指示を予測し作業を自ら開始した場合、「2～3評価点」減点されるべきである。犬が自主的に作業を行う場合、「3評価点」減点されるべきである。

犬が静止を実行するにあたり制動距離が3犬身以上に及んだ場合、当競技課題の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬による静止未実行は当競技課題の「不合格(評価点=0点)」を引き起こす。

指導手が招呼/飛越を促す声符を発声するまで、犬は静止姿勢(立止/伏臥)を維持続けるべきである。静止実行後、犬による作業開始が早すぎた場合、「2～3評価点」減点されるべきである。極端に早い作業再開は(例えば、指示前の作業再開)場合によっては当競技課題の「不合格(評価点=0点)」でさえ引き起こす事もある。

犬が誤った障害に明白に向かって前進し、指導手によって静止された上で、正しい障害の

飛越に成功した場合「3評価点」減点されるべきである。一旦静止を伴わない誤った方角（又は障害）からの軌道修正が成功した場合、「1～2評価点」減点されるべきである。方角修正（軌道修正）を目的とする指導手による追加・重複指示使用は、それらの発声強度と指示に対する犬の服従性によって減点幅が左右する。1追加又は重複指示当たり、「1～2評価点」減点される場合がある。他所作を促す追加・重複指示使用は一般規程に基づき減点されるべきである。

犬がコーン又はバレルと、接触又は衝突した場合、接触又は衝突度合いに応じて「1～3評価点」減点を引き起こす。犬がコーン又はコーン教本を倒した場合、「2～3評価点」減点される。犬がコーン群の間を通り抜けた場合、獲得可能最高評価点は「7点」とすべきである。飛越実行時の犬による障害に対する軽度接触は「2評価点」減点を引き起こすべきである。

犬が障害枠バーに接触、又はバーを落とした場合も「2評価点」減点を引き起こすべきであるが、これ以上の減点とすべきでない。

作業開始地点において犬に対する方角指示や犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こす。

当競技課目作業が「不合格（評価点＝0点）」と見なされる事例として、犬がコーン群／バレルに向かう途中に障害飛越を実行した場合、コーン群／バレル回りを促す軌道修正用第2追加・重複声符が使用された場合（すなわち、コーン群回り作業を促す第3声符が発声された場合）、犬がコーン群／バレルから十分な距離を空けていないにもかかわらず、指導手が明らかに早いタイミングで「静止を促す声符（立止又は伏臥）」を発声した場合、指導手指示にて犬が静止しない場合、犬が障害飛越を実行しなかった場合や間違った障害を飛越した場合、飛越時における犬の障害に対する足掛け行為、障害が倒された場合がある。作業開始地点において指導手が犬に対し方角を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、当競技課目の「不合格（評価点＝点0）」が言い渡される。

10. 作業総合印象（係点2）。

＜評価方法＞

総合評価審査時、犬の作業意欲及び声符に対する服従性は不可欠要素とする。作業の正確性及び精密性、更に指導手と犬による自然な動作が重要視される。高評価点獲得には指導手と犬のチームワークが重要であり、相互的な作業への喜びと良いスポーツマンシップが見られる必要がある。作業中及び競技課目間の全動作が当競技課目「作業総合印象」の評価点に反映される。

犬が制御不能となり、作業中又は競技課目間において、リング退場を伴わない指導手離脱を一度でも行った場合、犬が初回招呼指示に従う事を前提とし、「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。犬が招呼実行を拒絶した場合や、再度会場の場外へ離脱した場合、「失格」が言い渡される。犬が作業中又は競技課目間にリングを離れた場合、或いはリング内にて排尿、排便行為が確認された場合も「失格」が言い渡される。なお、当クラス「第1競技課目」作業中に犬が場外離脱し、指導手の元へと進んだ場合、「失格扱い」とされないが、当競技課目「作業総合印象」の獲得可能最高評価点は「5点」とする。

(5) F C I オビディエンスⅢ。

1. 2分間のグループ停座（指導手は視野外待機）（係点2）。

2. 1分間のグループ伏臥及び招呼（係点2）。

＜競技課目の解説＞

「第1競技課目」並びに「第2競技課目」は連続実施され、各競技課目作業の獲得評価点は第2競技課目作業終了後に個別に発表される。全犬紐無し状態で競技リングに入場する必要があり、首輪装着は必須とする。

グループは最低3頭、最高4頭から構成されるべきである。なお、競技会における「オビディエンスⅢ」全出場犬総数が5頭のみ存在する場合、5頭で1グループを構成することが認められる。

グループを構成する全指導手が、互いに約4～5m間隔で並列した状態で各犬と基本姿勢を取り終え、スチュワードによる「第1競技課目」の作業開始が告げられる時点で作業開始とする。全指導手が競技リング内に戻り、指導する犬と約10m距離を空けた対面状態にて静止した段階で、スチュワードによる作業終了と続く課目開始発表をもって、当競技課目作業は終了し、「第2競技課目」が開始される。

「第2競技課目」は「第1競技課目」終了と同時に開始される。全頭第1競技課目作業終了地点にて停座姿勢を維持すべきである。指導手は左から右に向かった順（1⇒4）に犬に対し伏臥姿勢実行を命じ、各犬はそのまま1分間に渡り伏臥姿勢を維持すべきである。その後、各指導手は右から左に向かった順（4⇒1）に犬に対し招呼実行を促し、犬を基本姿勢に移行させる。

<実施要領>

グループ内全指導手は、並列した状態で各犬と共に基本姿勢を取る。指示により各指導手は犬から離れ、犬の視野外にて指定された位置で2分間に渡り待機する。全指導手が犬の視野外に移り終えたと同時に時間計測が開始される。2分経過後、スチュワード指示にて各指導手はリング内に戻り、指定位置にて一列で一旦静止する。続けて、各指導手は指導する各犬の前方約10m離れた各地点まで進み、犬と対面状態において静止する。その後、スチュワードは「第1競技課目終了、第2競技課目開始」と告げる。

「第2競技課目開始」と告げたスチュワードは、引き続き実施される第2部作業を即座に開始する。この時点において、各犬は停座姿勢を実行しているべきである。第1競技課目終盤、誤姿勢に移行し、その姿勢を維持し続ける犬の指導手は、正しい停座姿勢への変更を促すべきである。姿勢修正はスチュワード指示にて右から左に向かった順序（4⇒1）で1頭ずつ実施される。

各指導手は左から右に向かった順（1⇒4）に、指導する犬に対し伏臥姿勢実行を命じるよう、スチュワードより指示を受ける。1分間に及ぶ伏臥作業実施後、各犬は右から左に向かった順（4⇒1）に各指導手によって呼び寄せられる。各犬の招呼実行を順に指示するスチュワードは、招呼指示が出された犬の招呼作業が完了し、指導手左側における基本姿勢に移り終えた後に、初めて次の犬の元へと進む。他犬に影響を及ぼしかねない音量の大きい声符使用を控えるよう、指導手に周知すべきである。大音量での声符発声は他犬に影響を及ぼしかねない為、重度の減点を引き起こす。第2部作業開始時点において正しい作業実行に失敗した犬や、犬の招呼作業実行を拒む指導手の取扱いについては担当審査員判断に委ねられる。

「第1競技課目」と「第2競技課目」は同一競技課目として理解される為、前記競技課目間における指導手による如何なる犬に対する関与（褒める、意思疎通を図る）も認められない。当競技課目作業中、犬が作業する前方のリング外エリアを競技会役員以外の立ち入り禁止エリアと設定する事が推奨される。FCIオビディエンス世界選手権大会や席次が付けられる競技会については必須とする。

選考競技会、チャンピオンシップ級競技会やFCI国際競技大会（FCI-CACIOB付与対象行事）等、出場者総数が多く、席次が決定される大規模特別行事にあってチーフスチュワードは各グループ作業審査を担当する審査員と担当スチュワードと協議した上で、5頭によるグループ構成を認める事を可能とする。

<評価方法>

「第1競技課目」作業中、立止又は伏臥姿勢へ移行した犬の「第1部評価点」は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬が静止位置を1犬身以上離れた場合、グループ作業（第1と第2部）が共に「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。作業2分経過後、各指導手が既にリング内にて並列し終えた後に、犬が自主的に伏臥又は立止姿勢に移行した場合、獲得可能最高評価点は「5点」とする。なお、第1部作業終盤、全指導手が並列し終えた後に、犬が1犬身以上静止位置を離れた場合、「第2競技課目」は「不合格（評価点＝0点）」扱いとなる。

第1部作業終了後、立止又は伏臥を実行している犬に対し、順に停座を促すことが認められる。この場合、停座姿勢を促す第1声符は減点対象外とするが、第2声符が必要となった場合、「2評価点」減点とする。第2声符発声により犬が停座姿勢に移行しなかった場合、第2競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。第2部作業開始後（例えば、スチュワードが右から左へ移動し既に該当犬の前を通過し終えている状況において）犬が停座から立止又は伏臥へ姿勢変更した場合、指導手による姿勢修正は認められない。

各犬に対し伏臥実行が命じられる段階において、犬が既に伏臥姿勢を実行している場合の獲得可能最高評価点は「7点」とする。なお、この段階において立止姿勢を実行中の犬の獲得可能最高評価点は、伏臥姿勢への移行指示に従う限り、「8点」とする。

犬が指導手指示以前に伏臥姿勢に移行した場合（例えば隣接指導手の声符にて）、第2部作業に対する獲得可能最高評価点は「8点」とする。更に、ほぼ自主的に伏臥姿勢に移った場合の第2部作業に対する獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が伏臥実行を拒絶した場合、1分間の合同作業中に停座又は立止へ姿勢変更した場合、指定姿勢実行位置から1犬身以上離脱した場合や、仰臥位（仰向け姿勢）を実行した場合、第2部作業は「不合格（＝0点）」とする。犬が横臥位を実行場合、第2部作業の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

他指導手による招呼声符に従い、犬が招呼作業を実行した場合、第2部作業の獲得可能最高評価点は「6点」とする。指示無し招呼実行は第2部作業の「不合格（評価点＝0）」を招く。招呼作業実行に追加声符を要した場合、獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬が数回吠えた場合、「1～2評価点」減点とする。犬が作業中に数回に渡り吠え続けた場合、更なる減点を招く。なお、犬がほぼ終始咆哮し続けた場合、該当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。クンクンと鳴く行為についても採点上同扱いとする。

全ての過度な動きは減点対象とする。左右への重心移動等の落ち着きの無さも減点を引き起こすべきである。犬の頭部保持位置変更により周囲を見回す行為は認められ、リング内外における誘惑や音に対し興味を示すことは認められるが、精神的な不安定度や萎縮した印象を与えてはならない。

「第1競技課目」作業中に犬がリング外へ離脱し、直接視野外にて待機する指導手の元へと進んだ場合、「第1部」と「第2部」の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こし、「イエロー・カード」が提示されるが、競技会からの「失格」は言い渡されない。犬が立ち上がり、他犬の至近距離まで移動する事により作業妨害、又は犬同士の格闘に繋がる事が予測される場合、全犬作業が一旦中断された後、作業妨害を引き起こした犬以外の犬による作業が再開される。

3. 紐無し脚側行進（係点4）。

4. 行進中の2姿勢（立止・停座・伏臥）及び招呼（係点3）。

「第3競技課目」並びに「第4競技課目」は連続実施される。

連続実施される2つの競技課目は「紐無し脚側行進作業」より開始される。「行進中の各指定姿勢」実行は、紐無し脚側行進作業中、どの歩度実行中（常歩、緩歩、速歩）においても求められる事を可能とする。行進作業中に実行が求められる各姿勢は、姿勢ごとに続けて実行される必要がある。

「第3競技課目」並びに「第4競技課目」は審査上、区別して審査される為、「紐無し脚側行進」と「行進中の2姿勢及び招呼」各作業が進行中である事が明白に識別可能でなければならない。

「第4競技課目作業」は、一旦停止から展開され、新たな停止にて終了する。「行進中の2姿勢及び招呼」は2つの競技課目部分より構成される。

第4競技課目第1部構成は、「犬の元へと戻る作業」「犬と共に脚側行進作業を継続する」、第4競技課目第2部構成は、「犬の招呼作業」である。

当競技課目作業には上記2部分作業が含まれる必要がある。

一競技会における「脚側行進コース」と「行進中の各姿勢」は、全出場者を対象に同一と

する。

行進コース設定と作業実行方法は、行事特性に応じ選定、設定される事が推奨される。「紐無し脚側行進」並びに「行進中の2姿勢及び招呼」に要する合計作業時間は約4.5分間を超過すべきではない。

<紐無し脚側行進 実施要領>

脚側行進作業の目的は、犬が終始意欲的かつ注意深く、そして終始指導手左側にて行進位置と指導手との距離を一定に保ち、方向変換、反転ターン、一旦停止や歩度変換を安定的に行うことにある。

脚側行進作業は方向転換、反転ターンや一時停止を伴う各種歩度（常歩、緩歩、速歩）実施によって試される。「常歩と緩歩」、「常歩と速歩」の各歩度に明白な速度の違いが見られる必要がある。更に指導手が、静止姿勢より数歩に渡る前後行進や直接屈折や反転ターンを実行する場合や、静止状態から直接約5～10mに渡る後退作業（15～30歩）における犬の作業が試される。後退作業は停止状態から展開され、新たな一旦停止にて終了する。当作業には、右又は左屈折が含まれる必要がある。作業開始及び終了及び方向変換実行タイミングは、スチュワードによって指示される。後退行進作業実施にあたり、停止地点後方の床面が平坦で、かつ安全が担保されている必要がある。後退作業実行距離の正確な推測が可能となるよう、スチュワード判断にて目標となる印が数か所設定されるべきである。

<評価方法>

作業大半を指導手後方50cm以上の位置にて行進する犬や、指導手を離脱する犬の当競技課目評は「不合格（評価点＝0点）」とする。指導手による常歩や速歩行進速度が遅い場合、「2～4評価点」減点とすべきである。指導手後方における作業意欲が見られない遅れは重大ミスと見なされ、「2～5評価点」減点を引き起こすべきである。

指導手との密着不足や追加声符使用はミスと見なされる。進行方向から反れた犬の行進姿勢（平行でない、カニ歩き）は、「1～3評価点」減点を引き起こす。方向変換実行中や直前直後の指導手による減速や静止行為は、評価点の減点対象とする。

脚側行進作業中の指導手と犬の行進態度は、自然体でなければならない。犬や指導手による不自然な行進実行位置や、誇張した表現は重大ミスと見なされ、度合いに応じ当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を招く場合もある。

犬と指導手の間隔は一定でなければならない。犬による指導手と極度に密着した行進態度、これ以上に指導手進路を妨げる又は明白に妨害する場合、更に犬による指導手に寄り掛かる又は接触しながらの行進態度が見受けられた場合、前記ミス事例順に大幅な減点を実施されるべきである。

後退作業実施中の安全確認より起因する、指導手による軽度な集中力散漫さは認められる。後退作業が完璧に実行されなかった場合、最大減点幅は「1～2評価点」とすべきである。

<行進中の2姿勢（立止・停座・伏臥）及び伏臥 実施要領>

実施姿勢は「立止」、「停座」及び「伏臥」とする。審査員は作業開始前に3姿勢（立止、停座、伏臥）のうち、実行されるべき2姿勢の各姿勢実行順序、招呼作業が展開される姿勢と作業コース設定を決定する。作業コース設定並びに各姿勢実行順序は、全出場者を対象に同一でなければならない。実行すべき各指定姿勢と当競技課目実行詳細は、クラス競技又は競技会開始前に、第4競技課目で採用される競技課目作業コース、各姿勢や招呼実行位置と行進経路が示される図を公示版等で発表されるべきである。

当競技課目作業は停止姿勢にて、スチュワードによる「第4競技課目開始」又は「姿勢実行開始」指示にて開始される。「第4競技課目作業」は「第3競技課目作業」実施中どの段階においても融合可能とするが、第4競技課目の2作業段階並びに連続実行される両姿勢は、それぞれ約4～5mの距離に及ぶ短い脚側行進作業の後に実行される必要がある。

当競技課目作業は、各作業実施要領図に従って実行されなければならない。実行される2姿勢の内、何れかの姿勢は招呼作業を伴う必要がある。

当競技課目の全作業段階は、指示にて実行されなければならない。競技課目作業詳細、指

導手によって実施される方向変換方角、犬が指定姿勢に移行し指導手が犬を離れる際と前後の歩度等の情報は、図に明記される必要がある。脚側行進作業中に犬に指定姿勢を実行させ、犬から離れる際の歩度は脚側行進作業同様、通常の「常歩」とする。

速歩における課題実行を求める事も可能とするが、通常の国内競技会における実施は推奨されない。速歩に於ける姿勢変更は、チャンピオンシップ級競技会、国際競技大会、選考会等、類似する席次が決定される競技会における採用を可能とする。

脚側位置にて犬を伴う指導手が一旦静止し、スチュワードが「第4競技課目」／「指定指示実行作業開始」を告げた後、新たな指示に従い指導手は行進を再開する。常歩（又は速歩）にて約4～5m進んだ段階においてスチュワードは、指導手に対し犬による第1指定姿勢実行（立止、停座又は伏臥）を促すよう指示する。第1指定姿勢実行中の犬をそのままにし、行進をし続ける指導手は指示に従い「左折」、「右折」、「反転ターン」と又は「一旦停止」、「犬の招呼」又は前記作業の組み合わせを実行する。

第1指定姿勢が完全に実行された後、スチュワードは「第2姿勢実行」と指示を出す。指導手と犬は歩行を再開／歩行を継続（第1指定姿勢実行方法に応じる）する。数mに及ぶ短い距離に渡る脚側行進実行後、指示で下記にて説明された方法にて第2指定姿勢が実行されるべきである。

当競技課目作業は第2姿勢が完全に実行され、指示にて指導手が静止した上で犬が基本姿勢に移行した時点で終了する。スチュワードは「オビディエンスⅢ、第4競技課目終了」又は「姿勢変更競技課目終了」と告げる。状況に応じ続けて「第3競技課目」の脚側行進作業が継続されるか、脚側行進作業が既に完全に完了していれば、この時点で両競技課目作業が終了する。

犬による指定姿勢が実行され、指導手が犬を後にした後の作業課題選択肢については次のとおりとする。

①犬の元へと戻り、犬と共に脚側行進作業を継続する。

②犬を招呼する。

逆順も可とする。

「犬の元へと戻る過程における作業課題選択肢」

指導手による直線上の往復単独行進作業。

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約4～5m進み、指示にて反転ターンを実行した上で再度一時停止し（又は一時停止をすする事なく）、犬が静止している地点に向き直り、犬と約50cm間隔を空けた状態でそのまま犬を通過する。犬を約2～3m通過した地点において、指示にて更なる反転ターンを実行した後、犬の元へと戻り、犬の右側面に辿り付くと同時に静止し、犬に脚側位置移行を促した後、指示に従い作業継続する。または、静止する事無く、犬と共に脚側行進作業を継続する。

指導手による単独行進中の方向変換及び反転ターン作業。

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約2～3m前進した後、指示に従い左屈折又は右屈折と又は反転ターンを複数回実行した後下記方法に従い犬の元へと戻る。

「犬の招呼作業を促すまでの過程における作業課題選択肢」

直線上を進んだ後の招呼実行。

指導手は犬を後にし、そのまま直線上を約4～5m進み、指示にて静止した上で犬がいる方角に向き直る又は指示にて反転ターンを実行した上で静止する。続く指示にて指導手は、犬に対し声符を用いて招呼実行を促す（視符使用は不可）。声符発声時の視符兼用は「2評価点」減点を引き起こす。

犬が基本姿勢に移行した後、競技課目進行段階に応じてスチュワードは指導手に対し続く作業内容について指示を出す。

指導手による単独行進中の方向変換及び反転ターン作業と行進中の招呼作業。

指導手は犬を後にし、指示に従い、複数回に渡り左や右への方向転換や反転ターンを実行する。指導手が行進すべき方向は限定されず、犬の後方地点へと向かう途中に招呼作業実

行が促される場合もある。指導手は行進し続けながら犬に対し招呼を促す声符を発し、犬が脚側位置に付いた後も数mに渡り犬と共に前進し続ける必要がある。

競技課目進行段階に応じスチュワードは指導手に対し続く作業内容について指示を出す。

幾つかの方法で招呼実行が認められる。例えば指導手が、一旦停止し、犬の方角に向き直り「通常招呼を促す」又は、「反転ターン」を実行した直後に静止した上で「通常招呼を促す」又は、犬を後にし、単独前進中に「ボックス作業で要求される招呼方法を用いる」又は、犬が静止する方角に向き直り、犬に向かって進み、そのまま犬を通過した後に犬の招呼作業実行を促す場合。

<評価方法>

指定姿勢実行競技課目における誤姿勢実行は、他競技課目における誤姿勢実行と比較し大幅な減点を引き起こす。

短距離に渡り実行される各脚側行進作業は、「オビディエンスⅢ、第4競技課目」評価に反映される。第4競技課目合格評価点獲得には実行されるべき2つの指定姿勢の内、最低1姿勢が正確に実行される必要がある。犬が1姿勢でも実行しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とし、両指定姿勢を実行しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

「姿勢未実行」と見なされ、犬が該当指定姿勢配点を獲得できない事例として、誤姿勢を実行した場合、指導手によって指定姿勢実行を促す声符が発せられた後に犬が1犬身以上動いた場合、一旦正しく取った姿勢を変更した場合、指定姿勢実行を促すにあたり、指導手が追加・重複声符を使用した場合、一旦静止した後に歩行を再開し、1犬身以上移動した場合、指導手による招呼を促す声符発声前に犬が明白に作業を再開した場合（実行中の指定姿勢、招呼作業、競技課目作業全体が「不合格（評価点＝0点）」扱いとなる）、指定姿勢実行を促すにあたり、重度視符や体符使用が確認された場合がある。

犬が誤姿勢において静止した場合、引き続き招呼作業を行えるとするが、招呼及びその他指定姿勢作業が完璧に実行された場合に限り、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬が明白に1犬身以上移動した場合や犬が指定姿勢実行地点において静止しなかった場合、当指定姿勢からの招呼作業実行は不可能となる為、当試験課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬が実行姿勢から離脱し、招呼作業が促される声符発声以前に指導手の元に進んだ場合、当試験課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

犬が正しい姿勢に移行した後、2度に渡る招呼声符発声に反応しなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。招呼作業を促す追加・重複声符や視符使用は「2評価点」減点を引き起こす。

審査実施にあたり、作業開始と各再開、各一旦停止以前に実行される脚側行進作業、指定姿勢移行作業内容、各静止後の犬と指導手との合流方法と継続作業内容に注意が注がれるべきである。指定姿勢実行前の脚側行進は第3競技課目で実行される他脚側行進と等しい実行速度で実行される必要がある。例えば、一旦停止前後の減速又は加速等の歩度変更は認められない。

停止姿勢からの離脱、遅い立止／停座／伏臥実行速度、進行方向から反れた姿勢実行、悪い脚側行進作業内容、歩度変換、半円状上に実行される屈折作業（指導手も同様）、指定歩行コースからの離脱、指導手による犬への振り向き行為はミスと見なされる。前記ミスが確認された場合、「1～5評価点」減点を引き起こすべきである。

指定姿勢実行を促すにあたり追加・重複声符使用は認められない。使用された場合、該当姿勢は評価上、「不合格扱い」とする。指定姿勢（立止、停座、伏臥）を促すにあたり視符や体符が使用された場合や、指導手による犬への振り向き行為は重大ミスと見なされ、「1～5評価点」と大幅な減点を引き起こす。強度や使用継続度に応じて、該当指定姿勢評価の「不合格」を引き起こす事もある。

まとめとして、「第1指定姿勢誤実行」と「良い第2指定姿勢と招呼作業内容」の場合、獲得可能最高評価点は7点。「第1指定姿勢未実行（歩行継続、静止未実行）」と「招呼未実

行」の場合（仮に第2指定姿勢作業が納得のいく内容であったとしても）、「不合格（評価点＝0点）」。何れかの指定姿勢実行にあたり完全静止までに要する制動時間が明らかに長い、いずれ静止に至った後、招呼作業が成功し第2指定作業が納得のいく内容であったとしても、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とみなされる（原因は招呼実行距離の極度不足）。両指定姿勢作業が納得のいく内容であったが招呼内容が不合格に値する場合は、獲得可能最高評価点は7点とする。

5. 2姿勢（立止・停座・伏臥）を伴う招呼（係点3）。

<競技課目の解説>

招呼実行距離は約30～35mとし、静止実行姿勢は「立止」、「停座」又は「伏臥」とする。前記3姿勢の内、実行されるべき2姿勢が審査員によって決定される。競技会にて実行すべき指定姿勢と実行順序は、競技会又はオビディエンスⅢ審査開始前に表示版を用いて発表されるべきである。

作業開始地点、招呼実行全距離の3分の1、3分の2地点は、それぞれコーンや半球目標マーカー等によって印される。後者両地点は指導手が容易に目視可能となるよう、コーン又はマーカー等が設定される必要があり、かつ犬の進路から外れた地点に設定すべきである。これら目標コーンやマーカーは、指導手によって犬の静止姿勢を促す声符（立止、停座、又は伏臥）を発するべき地点と捉えるべきである為、犬が各招呼作業実行中に前記目標コーンやマーカーに到達次第、指導手によって各静止声符が発せられる必要がある。

<実施要領>

当競技課目作業開始地点において、指導手は犬に対し伏臥姿勢実行を促し、そのまま指示された方角に向かって約30～35歩進み、犬の方角に向き直る為、静止する。指示にて、指導手は犬を招呼し、犬が全招呼距離の約3分の1地点に到達した段階で、すなわち犬が最初の目標コーン／マーカーと並んだ時点において指導手は「第1指定静止姿勢実行を促す声符（立止又は停座又は伏臥）」を発し、犬を静止させる。約3秒経過後、新たなる指示で指導手は犬を再度招呼する。指導手は犬が全招呼距離約3分の2地点に到達した地点で（犬が第2目標コーン又はマーカーと並んだ時）、「第2指定静止姿勢実行を促す声符（立止又は停座又は伏臥）」を発声する。2回目の静止実行約3秒後、更なる指示にて指導手は犬を新たに呼び寄せ、基本姿勢に移行させる。

静止指示は、犬が設置されている各目標コースやマーカーに到達次第、指導手が自ら下す。犬に対するその他指示は、指示に従って実施される。

全ての指導手指示は、明白に伝わる方法で発せられる声符である必要がある。犬の静止を促す声符使用に限り、視符兼用が認められる。視符は声符と同時に使用される必要があり、声符発声時間を上回ってはならない。

各招呼声符と犬名を併せて発声することも認められるが、2つの単独声符が発声される印象を与えてはならない為、連続発声される必要がある。

<評価方法>

犬は指導手による各招呼実行作業を促す声符に対し意欲的に反応し、静止指示に従い即座に正確な静止姿勢に移行する事が重視される。最低「速いトロット（軽速足）」に値する、安定度のある適切な招呼速度が求められる。遅い作業実行速度と指導手による静止指示を予測する犬の行動はミスと見なされる。極度に遅い又は作業意欲が見受けられない招呼実行は、場合によっては当試験課目の「不合格（評価点＝0点）」でさえ招く恐れがある。なお、招呼実行速度並びに各静止作業評価を行うにあたり、犬種特性や、個体の体格構成が考慮されなければならない。

招呼作業実行を促された犬は即座に作業を開始すべきであり、姿勢実行を促す声符が発せられ次第、即座に制動動作を開始し静止すべきである。

初回招呼作業開始又は静止後の再招呼作業再開に追加・重複声符が必要となった場合、「2評価点」減点とする。初回招呼作業開始又は各静止後の招呼作業再開を促すにあたり3声符を要した場合や、合計5回に渡る招呼声符発声により、当競技課目は「不合格（評価点

＝0点)」と見なされる。

初回招呼作業実行前に犬が1犬身以上作業開始地点から離脱した場合、当競技課目評価は「不合格（評価点＝0点）」とする。指導手による招呼実行指示前に犬が立止、又は停座姿勢に移行した場合や1犬身以内の作業開始地点から離脱が確認された場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。

犬の静止作業を評価するにあたり、制動開始から静止までの作業過程の評価にあたり、速度が速い又は体格構成により体重が重い犬が必要とする制動距離は一定の許容範囲を与えるべきであるが、遅い犬の場合は考慮されない。静止を促す声符発声と同時に犬は制動を開始すべきである。

犬の作業実行速度に関わらず、十分に正確又は完璧な停止作業実行と見なされる為には、静止を促す声符発声より静止実行に要する距離は1犬身以上超えてはならない。速度が遅い犬は、より正確な停止作業実行すべきである。維持姿勢からの数歩に渡る前進行動は、重大ミスとみなされる為、減点を引き起こすべきである。犬による制動時の滑る行動もミスと見なされ、同様に評価点減点を引き起こす。

3犬身以内の距離にて静止に至らない場合、審査上「停止未実行」と同評価が下される。

犬が実行すべき1静止又は1姿勢を実行しなかった場合（約3犬身以内の距離で静止を実行しない場合）、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

静止姿勢を実行すべき地点において、犬が制動を試みなかった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「5点」とする。指定静止姿勢を実行すべき両地点で犬が静止しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

犬が誤姿勢にて一旦静止する、又は犬が誤実行した姿勢を自ら修正し、静止作業内容他審査要素が申し分なく実行された場合に限り、「2評価点」減点とする。両姿勢が誤実行された場合、当試験課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

6. 方向変換を伴う指定範囲への送り出しと伏臥及び招呼（係点4）。

＜競技課目の解説＞

作業開始地点より約10m地点に半径2m（直径4m）の円が設定されている。よって、円の中心は作業開始地点より約10mの位置に設定されている。円の中心地点は、如何なる方法を用いても印されてはならない。円周（12.6m）は、マーキングによって明白に目視可能となる方法で印される必要がある。印すに当たり最低8か所のマーキング箇所（短いテープ片、石灰線等）、又は円全体を描くマーキングが施されている必要がある。マーキングは、犬が円内外にいるかの指導手及び審査員判断を補助する目的の為にのみ設定される。円周マーキングは、犬にとって目立つ方法で設定されてはならない。円周全体がマーキングされている場合、マーキングと背景とのコントラストは極僅かであるべきである。犬の目を引く、明白に目視可能な紐、麻布、プラスチック製ホース等の使用は禁止されている。

面積3×3mの指定範囲（スクエア、ボックス）が作業開始地点より約25m、円中心地点より約23m地点に設定される。

前記各距離はスクエアの中心地点までの距離設定とする。スクエアの四隅は高さ約10～15cmのコーンによって印されている。各コーン外側は目視可能な仕切り線（テープ、チョーク又は麻布）によって印されているべきである。

作業開始地点から円中心を結ぶ想像上の線と、円中心からスクエア中心を結ぶ線の交差点における構成角度は90度であるべきである。各スクエア境界線並びに円の円周線設定にあたり、最も近い各競技会場境界線までの距離は約3mを下回ってはならない。

特にチャンピオンシップ競技会等、席次が決定される競技会においてダブルハンドリングが実施不可能となるよう、対策が講じられる必要がある。

＜実施要領＞

当競技課目作業開始前に指導手は、犬に対し指定範囲内（スクエア／ボックス）にて「一旦立止を命じた後、伏臥姿勢実行を命じるか」、又は「直接伏臥姿勢実行を命じるか」を審査員に告げる必要がある。

作業開始地点より指導手は、犬を円に向かって送り出し、円内にて立止姿勢実行を促す。続けて指導手は、犬を円より指定範囲（スクエア／ボックス）へと向かわせ、到達次第、伏臥姿勢実行を促し又は一旦立止姿勢にて静止した上で伏臥姿勢実行促す。続けて指導手は、犬を目掛け歩き出し、方向変換を2度実行した後にボックス内にて待機する犬を招呼し、合流後に作業開始地点へと向かい、到達次第共に静止する。

犬は指導手指示に従うべきである。例えば、円内又はスクエア内にて立止姿勢実行声符が発声された場合、犬は躊躇なくそれら指導手指示に従う必要がある。スクエア内にて、指導手によって直接伏臥実行指声符が使用された場合、犬は声符に従い直接伏臥姿勢に移行すべきである。逆に、指導手により姿勢実行を促す指定声符が使用されない限り、犬は自主的に静止又は伏臥姿勢に移行すべきでない。自主的な判断に基づき作業を行った場合、減点とする。

指導手が犬に対し円に向かわせ、円内にて立止姿勢実行を促した後、犬の円内静止位置に応じ、そのまま犬をボックスに向かわせるか、犬が完全に円内にて静止していない場合は、修正指示を用いて犬の静止位置を変更させる事を選択する事が認められる。

犬が円の境界線上にて立止を実行した場合、指導手判断に基づきそのまま犬をボックスに向かわせる事は認められるが、評価点の減点対象となる。なお、犬が円の境界線上にて立止を実行している場合、指導手は犬の立ち位置を修正指示使用によって変更させる判断を下す事も可能とする。当判断は指導手に委ねられる。

犬が完全に円外にいる場合、指導手による犬の円内侵入を促す指示が実行されなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

犬が約3～4秒間に渡り、円内又は円境界線上にて静止し続けた後、指示にて指導手は犬を3m四方の指定範囲（スクエア、ボックス）へと誘導する。

指導手が犬を円内に再誘導する場合、スチュワードが犬をスクエアへと誘導する指示を出す前に、すなわち3～4秒間経過以前に再誘導を決断、実行する必要がある。

犬は円とスクエアに向かうにあたり、直線上を進むべきであり、スクエア前面から侵入しなければならない。

犬が指定範囲に到達次第、指導手は犬に対し一旦立止姿勢実行を促した後、即座に伏臥姿勢実行を命じるか、又は直接伏臥姿勢実行を命じる。

立止姿勢実行が促された場合、続く伏臥姿勢実行が命じられるまで約3秒間に渡り、明白かつ安定した立止姿勢が継続実行される必要がある。立止と又は伏臥姿勢実行指示は、指導手が自主的に下す。

犬がスクエアに向かう途中、静止声符に従い又は自主的にスクエア至近距離地点やスクエア境界線上にて静止した場合、指導手は犬をスクエア内に再誘導する必要性が生じる。この場合、犬がスクエア内到達後に新たな立止姿勢を促す声符使用が必要となり、又は直接的な伏臥姿勢移行を促す声符が使用されなければならない。

指示にて指導手は犬に向かって進み、指定範囲に到達する約2m手前地点において屈折（90度）を実行するよう、新たな指示を受ける（なお、指導手は指定範囲（スクエア）に進入する指示は受けない）。屈折作業実行後、約10m地点において、作業開始地点へ向かうよう、新たな指示を受ける。

その後、更に10m進んだ地点にて、スチュワードは指導手に静止する事無く犬を招呼するよう指示を出す。指導手が作業開始地点に到達次第、スチュワードより静止指示を受ける。追加・重複声符使用による評価点減点を防ぐ為には、指導手は当競技課目において最大6声符を使用すべきであり、うち1声符はスクエア内にて犬の立止姿勢実行を促す声符であるべきである。他実行方法として、指導手は犬に対し直接伏臥を命じる事が認められるが、この場合使用可能な声符数は最大5声符のみとなる。

指導手より犬が離れている状態下における声符との視符兼用が認められる。招呼作業を促す声符発声時と同時に、指導手による犬の方角への短時間に渡る頭部位置変更が認められる。

立止、伏臥や再誘導指示以外、全ての指導手による指示はスチュワード許可を必要とする。

＜評価方法＞

方向指示や他声符に従う意欲、犬の作業実行速度並びに最短距離選定に審査上、重点が置かれるべきである。

犬に方角を示す行為（例えば、円やスクエアの位置）、作業開始地点における犬に対する接触行為（作業開始前であったとしても）は、当競技課目の「不合格（評価点＝0）」を引き起こす。

作業開始前の犬による指導手に対する接触を意味する「ハンド・タッチ」は認められるが（指導手による犬の接触は不可）、決して特定範囲や方角に対する意識付け行為が行われている印象を与えてはならない。

声符と同時に指導手が如何なる方角に向かって基本姿勢から数歩に渡り離脱した場合、当試験課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。指導手による過剰なボディラングージ（体符）が見受けられた場合、獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

犬を誘導又は軌道修正する場合に限り、視符使用が認められる。犬が指導手側面に居合わせる場合の視符使用は、「2評価点」減点を引き起こす。

犬の作業速度が遅い、極度に遅い場合、獲得可能最高評価点は「6～7点」とすべきである。如何なる犬による自主的な作業実行も減点を招く。ボックスに向かう途中で静止した場合、ボックス内にて無声符で静止（立止）又は伏臥を実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が「立止を促す声符」を含み、合計7声符以上（6声符まで使用可）使用した場合、減点対象とする。ボックス内にて、犬に対し直接伏臥を促す場合は5声符までとする。誘導や軌道修正用追加・重複声符使用による減点幅は、それら声符の発声強度と犬の声符に対する服従度合いに応じて左右するが、1追加・重複指示使用当たり「1～2評価点」とする。

「円（サークル）」

静止指示使用時の犬の居場所（円の外部、境界線上、内部）に応じ、指導手は犬を円内に移動させる為の誘導を行うか、又は続けてスクエアに向かわせる事が認められる。犬が完全に円外にいた場合、円内への再誘導は必須となる。なお、犬が円周上にて立止姿勢を実行している場合、指導手による再誘導行為は任意とする。

犬が完全に円範囲内にいた場合、円内の居場所に応じた減点は実施されない。犬が円周上にて立止を実行している場合、静止位置に応じ「0.5～3評価点」減点とする。犬の四肢の内、1本でも円周外に位置した場合、獲得可能最高評価点は「9点」とする。犬の四肢の内、3本が円周外に位置した場合（1本のみ円周内）、獲得可能最高評価点は「7点」とする。指導手は再誘導を行う事が可能であり、犬が指導手指示に従って完全に円周内に移動した場合、「2評価点」減点とする（再誘導と静止指示で、各1評価点減点）。犬が完全に円周外にいる場合、犬を円内へ移動させる為の再誘導を行う必要が生じる。「再誘導」と「静止を促す各1指示」で再誘導が成功した場合、「2評価点」減点とする。追加誘導と静止指示が必要となった場合、更なる「2評価点」減点が実施される。指導手指示にて犬が円内にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、獲得可能最高評価点は「8点」、犬が自主的に行動した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が円外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、当競技課目は「不合格（＝0）」とする。犬が円周上にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、円内にて立止姿勢実行を促す再誘導が必要となり、獲得可能最高評価点は「6点」とすべきである。

「指定範囲（スクエア、ボックス）」

犬がスクエアに対し側面又は後面から侵入した場合、「0.5～1評価点」減点とする。

犬がスクエア外にて停座又は伏臥姿勢を実行した場合、指導手による再誘導行為は認められず、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。合格評価点獲得には、犬は完全にスクエア内に居る必要がある。なお、尾にあっては完全にスクエア境界線内に収ま

っている必要は無い。

指導手指示にて犬の静止が促され、犬がスクエア外隣接地点又は境界線外側沿いにて静止し、スクエア内への再誘導が必要となった場合、伏臥実行前に一旦立止を実行させる事が予定されていたのであれば、伏臥姿勢実行を指示する前に新たな立止姿勢実行を促す声符が使用される必要がある。犬による反応が迅速で各姿勢が明白に実行された場合、「2評価点」減点とする。

「スクエア内にて直接伏臥姿勢を実行すべき犬」のスクエア内への再誘導の為、スクエア外にて一旦静止させる必要性が生じた場合、追加立止姿勢実行を促す声符と再誘導声符使用と同様に「2評価点」減点をもたらす。

指導手指示に従い、犬がスクエア内にて誤姿勢を実行した場合、「2評価点」減点とする。立止姿勢が明白性と安定性に欠ける場合や実行継続時間が不足した場合、「1～2評価点」減点を引き起こす。

犬による自主的な作業実行により誤姿勢が実行した場合、「3評価点」減点とする。

指導手が第2回目屈折作業を実行する前に、犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。指導手による第2屈折実行後、招呼作業を促す前に犬が伏臥姿勢から停座や立止へ姿勢を変更した場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬による姿勢変更を伴わないスクエア内における位置変更や匍匐前進行動が確認された場合、「2～3評価点」減点とする。スチュワードによる招呼実行指示前に、犬がスクエア境界線外に移動した場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。なお、犬が指導手による招呼実行を促す声符発声を予測し、例えばスチュワードによる招呼実行指示と併せて、指導手の声符発声直前に招呼作業を開始した場合、「2～3評価点」減点とする。

円やスクエア内の立止作業を促す追加・重複声符使用、招呼又は伏臥作業実行促す追加・重複声符使用は、1追加・重複声符使用当たり「2評価点」減点を引き起こす。前記何れかの声符の3度目使用により、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。

7. 遠隔操作による方向変換を伴うダンベル持来（係点3）。

<競技課目の解説>

明白に目視可能な状態で、互いに約5m間隔にて3つの木製ダンベルが配置される。持来されるべきダンベルは、くじ引きによって決定される。左右又は中央に配置されているダンベルのうち、何れかのダンベルが持来されるべきである。

作業開始地点は、中央に配置されたダンベルより約20m離れた地点に設定される。

各ダンベルを繋ぐ想像上の線から作業開始地点に向かって、約10mの位置に並行して新たな想像上の線が引かれる。この線と作業開始地点との距離も約10mとし、この第2の想像上の線の左右両端に互いに10m以上離されている小型マーカー（10～20cmのテープ片、石灰線、小型コーン又は半球体、パイプ片や管、等）が設定される。各目標マーキングは審査員と指導手によって容易に目視可能であるべきであるが、犬の作業を妨げる、又は犬にとって目立つ物であってはならない。

スチュワードは3つのダンベルを配置する。オビディエンスⅢ出場者全員にとって同一条件が整うよう、これらダンベルは常に同一方向に向かって（「左から右へ」又は「右から左へ」）、そして同一位置（水平又は垂直）に配置される必要がある。ダンベルは、各競技会場境界線から最低3m空けた位置に配置される必要がある。

<実施要領>

当競技課目作業開始地点において、指導手と犬は20m前方、中央に配置されているダンベルに向けた状態で待機する。作業開始が告げられ、スチュワードは上記説明に従いダンベルを配置する為歩き出し、当クラス全出場者に同一条件が整うよう、ダンベルを同一方向に向けて配置する。指導手は犬に対し、中央に配置されているダンベルに向かう指示を出し、犬が中央に設定されている左右に目標マーカーで印されている第2の10m線を越えた後に、立止姿勢における静止命じる。犬が第2の10m線を越えた後、任意地点における

「立止を促す声符」発声が認められる。犬が第2の10m線手前で静止した場合、水平線を越えさせる為の指導手による誘導が実施される必要があるが、減点を引き起こす。約3秒後、スチュワードは指導手に対し犬によって持来されるべきダンベル（右、左又は中央のダンベル）を伝える。犬は正確な持来と引き渡し作業を実行すべきである。「誘導（右／左／中央）声符」と「持来を促す各声符」は間を空けずに連続的に発声される必要がある。持来作業を促す声符発声が遅れた場合、追加声符使用と見なされる。

＜評価方法＞

犬の持来作業に対する意欲、操作性及び作業実行速度、静止指示に従う意思、正しいダンベルへの最短距離選定に重点が置かれる。

作業開始地点における犬に対する方角指示行為や、指導手による犬に対する接触行為は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を招く。なお、犬による指導手に触れる「ハンド・タッチ」行動は認められる。

当競技課目合格評価点獲得には、持来作業開始前に犬は必ず中央に設定されている想像上の10m目標線と、中央に配置されているダンベルの間にて立止姿勢を実行すべきである（水平方向に延びる想像上の10m目標線を越えている必要がある）。

犬が自主的に静止作業を実行した場合や、犬が10m目標線を超える為に再誘導指示が必要となった場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬による静止声符での誤姿勢実行、静止声符の無視、当競技課目の静止実行段階において静止姿勢から離脱した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とする。指導手により再誘導又は持来実行を促す声符が発声される前に、立止実行位置を約1犬身以上離脱した場合（一旦犬が静止した後に）、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。指導手による静止声符発声後、犬が静止に至るまでに3犬身以上の距離を要した場合、「3～4評価点」減点されるべきである。

誘導又は再誘導を促す追加指示は、それらの強さと犬が従う意欲に応じ減点幅が異なるが、1指示使用あたり、1～2評価点減点を引き起こす場合がある。

犬が間違ったダンベルに向かう途中、指導手によって一旦静止され、その後正しいダンベルへ誘導されたうえで持来作業を実行した場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。誤ったダンベルに向かう犬を一旦静止させる事無く正しいダンベルへ軌道修正した場合、「2評価点」減点されるべきである。

犬が間違ったダンベルを咥え上げた時点で、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。

8. コーン群又はバレル回り作業と指定姿勢実行（立止・停座・伏臥）並びに方向変換と障害飛越を伴うダンベル持来（係点4）。

＜競技課目説明＞

審査員は競技会開始前に、犬がコーン回り作業を終えた後、指導手の方へ戻ってくる途中に実行されるべき静止姿勢（立止、停座、伏臥）を出場者に伝える。決定された静止姿勢は、クラス全出場全犬を対象に同一とする。

2種類の障害（通常障害と飛越枠）が設定され、互いの距離は約5mとする。

各障害設定高は、概ね犬のキ甲高に合わせて設定されるべきであるが、最大設定高は60cmを超えてはならない。障害間を結ぶ想像上の線より約15m離れた地点にコーン群（3～6個）又はバレル（いずれも高さ40～50cm）が配置される。

チャンピオンシップ級競技会、国際競技会及び席次が決定される競技会においては常にコーン群の配置を必須とする。

コーン群やバレル配置作業は出場犬によって見られることなく実施される必要がある為、指導手が当競技課目作業開始地点に移り終えるまでに完了していなければならない。

競技会、クラス競技又は競技課目作業開始前に指導手（又はスチュワード又は担当審査員）は、左右何れの方角に配置されているダンベルの持来と、どの障害を飛越させるべきかをくじ引きで決定する。よって、抽選によって犬が飛越すべき障害種別が決定される。

この時点においては、犬が作業を行うべき方角は指導手には知らされず、犬がコーン群／バレル回り作業を終え、指定姿勢（立止、停座、伏臥）にて静止した段階で初めて右又は左ダンベルの何れを持来し、どの障害（飛越枠／通常障害）を飛越すべきであるかが告げられる。スチュワードは指導手に対し「ライト／レフト、オープン／クローズド・・・コマンド（右／左、障害枠／通常障害・・・指示）」と伝える。

個々の犬が持来すべきダンベルとは関係なく、同一競技会において、ダンベルは常に同一方向に向かって（「右から左」又は「左から右」）配置されるべきである。

作業開始地点は、各障害を結ぶ想像上の線より5～7m手前にて、指導手によって選定された任意地点に設定される事を可能とする。各ダンベルは、2つの障害から6m離れた地点に配置される。

各種犬種用に適する木製ダンベル3種類が準備される必要がある。最も大きいダンベルの重量は、最大450gであるべきである。使用ダンベルは、犬の体高に比例すべきであるが、選定権は指導手にある。

<実施要領>

指導手は犬を伴い、作業開始地点において基本姿勢にてコーン群／バレルに向いて待機する。スチュワードは作業開始を告げ、各障害後方約6m地点にて各ダンベルを配置する。続く指示により、指導手は犬に対しパイロン回り作業実施を促す。コーン群を回るにあたり、犬は適切な距離を空けるべきであるが、コーン群又はバレルとの間隔を詰め過ぎた回り方は理想とされない。犬種によるが、中型犬種の場合は約0.5m、大型犬種の場合は1mまで間隔を空ける事が適切とする。

犬がパイロンを回り終え、パイロンより約2mの復路地点に到達次第、この場合、決して配置されている2つのダンベルを結ぶ想像上の線が往路の道筋と交差する地点を越えていない事が前提となるが、指導手は自主的に作業開始前に審査員によって決定された姿勢実行を犬に命じる。この場合、声符との視符兼用が認められる。約3秒に及ぶ静止姿勢実行中に、スチュワードは指導手に対し抽選によって選出された方角を告げ、犬に対し正しいダンベルを持来した上、関連する正しい障害を飛越し、基本姿勢に戻る事を犬に命じるよう指示する。指導手指示に従い犬は即座に作業を開始すべきである。スチュワードは指導手に対し「ライト／レフト、オープン／クローズド・・・コマンド（右／左、障害枠／通常障害・・・指示）」と指示を出す。スチュワードが「コマンド(指示)」と発声し終えるまで、指導手は犬の前進を促す声符と指示出しを控えるべきである。犬がダンベルを咥え上げた後に、犬に対し飛越実行を促す声符を使用する事が認められる。

<評価方法>

指導手による方向指示と声符に従う犬の意欲、作業実行速度並びにコーン群／バレル回り作業中の適切な間隔空け、コーン群に向かうにあたり最短距離選定の是非に審査上重点が置かれるべきである。往路復路共に対称性のある経路選定、復路実行中の指導手又は作業開始地点とコーン群を結ぶ中央線を注視する作業も重視される（静止を実行するまで）。コーン群／バレル回り実行にあたり「時計回り」、「反時計回り」、何れの実行方法も認められる。

指導手による犬に対する作業実行方角を示す行為や、犬に触れる行動は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こす。

犬は終始安定度のある、最低「速い Trot（軽速足）」に相当する速度にて作業を行う必要がある。作業実行速度、コーン群／バレルとの間隔及び静止作業を審査するにあたり、犬種や個体の体格構成が考慮されなければならない。

犬がコーン群／バレル到達以前に、指導手の元へ戻ってくる又は静止を実行した場合、コーン群回り実行を促す指導手による再誘導が必須となる。犬が1回の再誘導指示に従いコーン群／バレル回り作業を実行した場合、「3評価点」減点とする。すなわち、当競技課目で設定されている他全審査要素が完璧であった場合に限り、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

犬がコーン群／バレル回りを実行しなかった場合、当競技課目は「不合格（0）」とする。コーン群／バレルを通過後に、犬が指導手指示無しで、明白に早すぎる時点で自主的に静止を実行した場合、犬は招呼されたうえで、再度静止実行が促されるべきである。この場合、獲得可能最高評価点は「7点」とする。

停止作業評価にあたり、指導手指示に従う意思が評価されるべきである。静止を促す声符使用のタイミングは、指導手判断に委ねられるが、犬がコーン群を最低2m以上離れた時点で発声される必要がある。犬が明白にコーン群を通過し、帰路を最低1m進んだ時点において、明白に早すぎるタイミングで指導手によって静止を促された場合、「2評価点」減点される。

誤姿勢に移った犬の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。犬が指導手指示を予測し作業を開始した場合、「2～3評価点」減点とすべきである。犬が自主的に作業を行った場合の減点幅は「3点」とする。

静止姿勢実行にあたり、犬が制動開始から完全停止までに3犬身以上の距離を必要とした場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「7点」とする。犬が静止しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」と見なされる。作業再開を促す指導手による招呼声符が発声されるまで、犬は維持姿勢（立止又は停座又は伏臥）から離脱してはならない。静止後の犬による作業早期再開は、「2～3評価点」減点を引き起こすべきである。

指示前等、作業開始が極端に早い場合、当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を招く事もある。

犬が明らかに間違ったダンベル又は障害に向かい、指導手によって一旦静止させられた後、再誘導によって正しい対象物への到達に成功した場合、「3評価点」減点される。静止を伴わない再誘導実行により正しい方角（又は障害）への到達に成功した場合、「1～2評価点」減点されるべきである。

指導手による追加誘導（軌道修正）指示は、使用強度と、それらに対する犬による服従度合いに応じて減点幅が異なる。状況に応じ、「1指示」あたり、「1～2評価点」減点を引き起こす。他追加・重複指示に対する減点については、一般規程に則り実施されるべきである。

犬がコーン／コーン群と接触又は衝突した場合、衝突度合いに応じ「1～3評価点」減点とする。犬がコーン／コーン群を倒した場合、「2～3評価点」減点される。犬が配置されているコーン群の間をすり抜けた場合、当競技課目獲得可能最高評価点は「7点」以上と見なされるべきではない。更に犬のコーン群／バレル回り作業中の通過経路が、コーン群と非常に接近している場合も減点されるべきである。

飛越実行時における犬による障害との軽度接触は、「2評価点」減点されるべきである。障害枠との軽度接触や、飛越バーを落とす重度接触行為も「2評価点」減点されるべきであるが、これ以上の減点を招くべきではない。

当競技課目作業が「不合格（評価点＝0点）」とみなされる事例として、犬がコーン群／バレルに向かう途中に障害飛越を実行した場合、コーン群／バレル回りを促す軌道修正用第2追加・重複指示が使用された場合（すなわち、コーン群回りを促す第3声符指示が使用された場合）、犬がまだコーン群／バレルと同位置に達しているにもかかわらず、指導手が明らかに早いタイミングで静止を促す声符（「立止」又は「伏臥」）を発声した場合、指導手指示により犬が静止しない場合、正しいダンベルを咥え上げる事無く、ダンベル間を繋ぐ想像上の線を越えた場合、犬が誤ったダンベルを咥え上げた場合、犬が障害飛越を実行しない場合や、間違った障害を飛越した場合、飛越実行時における犬の障害に対する足掛け行為、犬によって障害が倒された場合、作業開始地点において、指導手が犬に対し方角を示す行為を実行した場合や犬に触れた場合、当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」が言い渡される。

9. 木製物品6～8個からの選別作業（係点3）。

<実施要領>

作業開始地点において、指導手は犬と共に基本姿勢にて待機する。指示にて作業が開始されると同時に、スチュワードは事前に印が施された木片（10×2×2 cm）を指導手に渡す。木片に印を施すにあたり、フェルト製先端を有する各種インクペン、マーカー・ペンやマジック・マーカー等の使用は避けられるべきであり、鉛筆又はボールペンが使用されるべきである。指導手は木片を約5秒間、手で保持する事が認められる。この段階において犬は木片に触れる、又は木片を嗅ぐ事は認められない。その後、スチュワードは指導手に対し木片を返還した後、向き返るよう指示する。木片配置作業を犬が見守るべきか否かは、指導手判断に委ねられる。木片配置作業中の「脚側位置維持」や、「静止を促す指示」使用は認められる。

スチュワードは、指導手より触ることなく受け取った木片と他類似/同一寸法の木片5～7個を指導手より約10m前方地点に配置する。この場合、指導手から受け取った木片以外、5つの木片は素手で配置される。各木片は競技会において、全指導手を対象とした同一配置方法にて、互いに約25cm離れた位置に配置される。スチュワードによって選定された配置パターンにおける指導手が保持した木片の配置位置に関する規制はない。

その後、指導手は向き直るよう指示され、犬に対し印が施された木片を選別、持来するよう促す。一般規程該当規則に基づき、犬は指導手が保持した木片を選別、持来、引き渡すべきである。

意欲的かつ目的意識のある作業が見受けられる限り、作業持ち時間は約30秒とする。各出場者用に新しい木片が準備、使用されている必要がある。

<評価方法>

犬の作業意欲、作業効率及び作業実行速度に重点が置かれるべきである。作業開始時、スチュワードに返還される以前に指導手が保持する木片に対し、犬が接触又は嗅ぐ行為を実行した場合、配置木片付近に犬が到達している段階で各種指導手指示実行が見受けられた場合や犬が間違った木片を咥え上げた場合、当競技課目評価は「不合格（評価点＝0）」とする。

選別作業中の確認を目的とする、犬による木片に対する嗅ぎ当て行為や、極めて軽度接触は当競技課目の「不合格（評価点＝0点）」を引き起こさない。

犬による木片に対する押す、突く行為や木片の移動、又は正しい木片を嗅ぎ当てるにあたり、数度に渡り確認行為を要する場合、減点とする。突く又は移動行為毎に「0.5～1評価」減点を引き起こす。

作業が順序だてて効率的に実行されている限り、短い再確認行為は必ずしも評価点減点を引き起こすべきではない。

10. 遠隔操作による6姿勢変更（係点4）。

<実施要領>

犬は指導手指示に従い静止位置を変更する事無く、姿勢を6回（停座、立止、伏臥）変更すべきである。

作業開始地点は、互いに約1m離れた地点にて配置されている2つのマーカーの間に設定されている。2つのマーカーを結ぶ想像上の線が境界線を形成する。指示に従い、指導手は想像上の線（境界線）が接面を形成するよう、その手前の作業開始地点において犬の伏臥姿勢移行を促す。

その後、指導手は指示された犬の前方約15mにある地点へと進み、犬の方角へと向き直る。各指定姿勢は2回実行されるべきであり、最終姿勢を促す指示は「伏臥を促す指示」であるべきである。

各姿勢実行順序は変更可能とするが、全出場者を対象に同一とする。

スチュワードは指導手に対し、略図又は電光表示板を用いて実行されるべき姿勢を示す。この場合、スチュワードは、犬の姿勢変更を目視不可能な約3～5m離れた地点にて姿勢実行表示を行うべきである。スチュワードは、犬によって実行すべき姿勢の表示を約3秒

毎に変更すべきである。

指導手による声符使用は必須とする。犬が指導手より離れた地点にて作業を行う場合、声符発声時に視符を使用する事が認められるが、これら視符は声符発声と同時に使用される必要がある。最終声符である「伏臥を促す声符」発声後、指導手は犬の右側面へと戻り、指示にて犬に対し基本姿勢実行（脚側停座）を促す。

<評価方法>

姿勢変更速度、各姿勢の正確な実行及び維持並びに姿勢変更時における実行位置変更の有無に重点を置かれる審査が要求される。

犬が作業開始地点を如何なる方角へも合計1犬身以上の距離を移動した場合、当競技課目評価点は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬による離脱距離が1犬身に値する場合、最大獲得可能評価点は「5点」とする。離脱距離測定にあたり、犬が如何なる方角に対し実行した離脱距離（前進、後退、側面離脱）が合算される。

6姿勢のうち、犬が1姿勢を実行しなかった場合、獲得可能最高評価点は「7点」とし、2姿勢実行しなかった場合、当競技課目は「不合格（評価点＝0点）」とする。犬が指定された姿勢を飛ばし、代わりに次なる姿勢を実行した場合も「不合格」扱いとする。

合格評価点獲得には、犬は指導手指示に従い姿勢を最低5回変更する必要がある。

1姿勢変更実行にあたり、犬が指導手による2指示を必要とした場合、最高獲得可能評価点は「8点」とする。犬による特定姿勢実行を促す第2指示を無視した場合、採点上、姿勢未実行に値する。姿勢実行を促す初回追加・重複指示使用は、「2評価点」減点を引き起こし、続く姿勢変更実行に追加・重複声符が使用された毎に、「1評価点」減点を引き起こす。

与えられた時間内にて姿勢変更を促す第3声符使用が認められるが、該当姿勢は審査上不合格扱いとなるうえ、続く姿勢実行が与えられた時間内にて実行可能でなければならない。過剰な音量における声符発声や、強調した又は長時間に渡る視符使用は評価点減点を引き起こす。指導手が犬の元へ辿り着くまでに、犬が停座姿勢に移行した場合、当競技課目の獲得可能最高評価点は「8点」とすべきである。

実行すべき全姿勢のうち、3～4姿勢が追加・重複声符使用により、良い明白な姿勢実行に至る場合、そして実施要領に定義されている他全課題が納得の行く内容で実行された場合に限り、合格評価点獲得を可能とする。

第4章 警備犬試験課目

第8条 GD（警備犬訓練試験）の試験課目とその実施要領を次のとおりとする。

(1)GD I（警備犬訓練試験 I）。 150点。

A 嗅覚作業 1か2のどちらかを選択する。 30点。

1. 足跡追及。

2 屈折約100歩の指導手の足跡で、終点に物品1個を置き、印跡5分後に10mの紐付にて行う。

2. 臭気選別（自臭）。

10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は同形同質無臭の誘惑物品4個の中から選別し持来させる。3回実施し、本物品の位置を指導手に知られないように配置する。

3回成功は25点、2回成功は20点、1回成功は10点、選別態度を5点とする。

B 服従作業。 120点。

1. 紐付脚側行進。 (10)

コの字型で往路は常歩、復路は速歩。

2. 紐無脚側行進。 (10)

コの字型で往路は常歩、復路は速歩。

3. 停座時立止。 (10)

4. 停座時伏臥。 (10)
5. 据座及び招呼。 (10)
6. 物品持来。 (20)
150gのダンベルを5m以上前方に投げる。
7. 障害飛越。 (10)
高さ60cmの板張障害の飛越片道。
8. 休止。 3分間。 (10)
9. 銃声確固性。 (20)
紐付立止で銃声2発。
10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)
- (2)GDⅡ（警備犬訓練試験Ⅱ）。 200点。
- A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。
1. 足跡追及。
他人の足跡で2屈折150歩とする。物品は中間と終点に配置し印跡5分後に追及開始。
指導手は終点の20歩手前で紐を放し止まる。
2. 臭気選別。
10m前方の選別台上の指導手の付臭物品を1個、他は1名で4個に付臭した物品の中から選別し持来させる。3回実施するものとし、以下GDⅠと同要領で行う。
3回成功は45点、2回成功は35点、1回成功は25点、選別態度を5点とする。
- B 服従作業。 100点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
2. 常歩行進中の立止。 (10)
3. 常歩行進中の伏臥。 (10)
4. 常歩行進中の停座及び招呼。 (10)
5. 物品持来。 (10)
650gのダンベルを約8m以上前方に投げる。
6. 往復障害飛越。 (10)
高さ80cm。
7. 前進。 (10)
20m, 停止後招呼。
8. 休止。 4分間。 (10)
9. 銃声確固性。 (10)
紐付立止で銃声2発。
10. 紐付犬体検査及び一般態度。 (10)
GDⅠより厳密に行う。
- C 防衛作業。 50点。
1. 対位禁足咆哮。 (20)
10m前方しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮する。
2. 襲撃及び中止。 (30)
仮装犯人に対し咬捕と中止。紐付でよい。
- (3)GDⅢ（警備犬訓練試験Ⅲ）。 200点。
- A 嗅覚作業。 1か2のどちらかを選択する。 50点。
1. 足跡追及。
未知人の足跡300歩。屈折は3回以上とし、物品は中間に2個、終点に1個、印跡10分後追及開始、終点の30歩手前で紐を放す。

2. 臭気選別。
10m前方の選別台上の他人の物品選別とし、誘惑物品は4人で1個ずつ付臭した物品とし、3回行う。採点はGDⅡと同じ。
- B 服従作業。 90点。
1. 紐無脚側行進。 (10)
 2. 速歩行進中の立止。 (10)
 3. 速歩行進中の伏臥。 (10)
 4. 速歩行進中の停座及び招呼。 (10)
 5. 物品持来。 (10)
1 kgのダンベルを約10m前方に投げる。
 6. 往復障害飛越。 (10)
高さ1 m。
 7. 前進及方向変換。 (20)
30m前進 左右15m。
 8. 休止。 5 分間。 (10)
- C 防衛作業。 60点。
1. パトロール。 (5)
指導手より左右20mずつ離れたしゃへい下2カ所の検索。
 2. 対位禁足咆哮。 (10)
しゃへい下の犯人に約10秒禁足咆哮させ身体検査を行う。
 3. 仮装犯人へ襲撃。 (10)
身体検査中犯人が不意に抵抗し、犬は命令なく犯人を咬捕する。
 4. 中止。 咬捕の中止。 (10)
 5. 追捕。 (10)
犬に伏座を命じ、犯人を20m連行する。犯人は指導手を倒して逃亡し、犬は直ちに追捕する。
 6. 中止。 追捕の中止。 (10)
 7. 護送。 (5)
犯人の後方3 mより護送し審査員に引き渡す。

第5章 団体競技課目

(団体競技)

第9条 団体競技課目の実施要領は次のとおりとする。

- (1)指導手5名と犬5頭以上を1チームとして編成する。
- (2)競技時間は、頭数に関わらず10分以内とする。
- (3)次の課目を必ず競技内容の中に盛り込まなければならない。
 - ア 紐付き脚側行進。
 - イ 紐無し脚側行進。
 - ウ 停座及び招呼。
 - エ 伏 臥。
 - オ 紐無し立止。
- (4)2度の逸走があった場合は、演技中止とする。

第6章 服従スペシャル課目

(服従スペシャル)

第10条 服従スペシャルの規定課目とその実施要領は次のとおりとする。

- (1) 紐無し脚側行進 (第6条(2)の要領に準じて行う。復路は速歩とする)。
- (2) 紐無し立止 (第6条(7)の要領に準じて行う)。
- (3) 停座及び招呼 (第6条(3)の要領に準じて行う)。
- (4) 常歩行進中の伏臥及び招呼 (第6条(11)の要領に準じて行う)。
- (5) 常歩行進中の立止及び招呼 (第6条(12)の要領に準じて行う)。
- (6) 物品持来 (第6条(19)の要領に準じて行う)。
- (7) 遠隔・伏臥から停座 (第6条(22)の要領に準じて行う)。
- (8) 遠隔・立止から伏臥 (第6条(24)の要領に準じて行う)。
- (9) 速歩行進中の伏臥 (第6条(14)の要領に準じて行う)。
- (10) 速歩行進中の停座 (第6条(15)の要領に準じて行う)。

第7章 足跡追及・臭気選別競技課目

(足跡追及)

第11条 足跡追及競技課目の実施要領は次のとおりとする。

(1) 自臭の足跡追及 (紐付き)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により指導手は約100歩 (2屈折・3コース) の足跡を印跡し、第2コース上に1個、印跡終了地点に1個の自臭物品を置く。印跡後、指示により追及を開始し、指導手は10mの搜索紐を犬につけて、紐の末端を持ち紐が張らない状態で犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。

犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。) 犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指示により犬の元へ行き、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。

(作業時間は、作業開始してから3分間とする。)

(2) 他臭の足跡追及 (紐無し)。

犬を所定の場所に待機させる。指示により印跡者は100歩以上200歩以内 (4屈折以上・5コース以上) の足跡を印跡し、コース途中に1個、印跡終了地点に1個の他臭物品を置く。指導手は指示により作業を開始し、指導手は紐を外し、犬の後ろ10mの距離を保ち追隨する。犬は物品を発見したら、くわえるかポイントする。(くわえるかポイントさせるかは、競技開始前、審査員に申告する。) 犬が物品をくわえるかポイントしたら、審査員の指示により、指導手は犬の元へ行き物品を受け取り、その後作業を再開継続する。犬が最終物品を発見したら、指示により犬の元へ行き、指導手は物品を受け取り審査員に渡し、脚側停座させて終わる。(作業時間は、作業開始してから3分間とする。)

(臭気選別)

第12条 臭気選別競技課目の実施要領は次のとおりとする。

なお、順位決定に際しては、作業態度も審査対象とする。

(1) 自臭の臭気選別。

指導手臭を付着させた物品 (布) を本物品とし、同じ形質の誘惑物品 (4名が着臭した物品) 4個とともに出発点から10m離れた前方の選別台上に指導手に判らないように配置する。指導手は犬と共に選別台を背にしていることとする。指示により指導手は犬と共に回れ右してから、犬に

本臭をかがせて発進持来させる。犬は持来したら直接脚側停座するか、又は指導手の直前に一旦対面停座し、物品を受け取る。一旦対面停座した犬は脚側停座させてから、受け取った物品を審査員に渡し終わる。（連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内）

第2次作業は、連続4回成功した犬を対象に行う。その場合は異物品（ビニール・箸・紙等）を使用することがある。

(2)他臭の臭気選別。

前号の要領に準じて行うが、本物品と誘惑物品（4名）は、他人臭で合計5個を用いて行う。

（連続4回行う・作業時間は本臭をかがせ始めて1分間以内）

第8章 ラリーオビディエンス

（実施要領）

第13条 ラリーオビディエンスの実施要領は、次のとおりとする。

- (1)審査員の指示により、指導手は常歩でスタートをして、指導手自らの判断でゴールまで行う。
- (2)審査員のスタート指示後15秒以内にスタートラインを越えない場合、失格となる。
- (3)スタートする前の犬の姿勢は、停座、伏臥、立止のいずれかとする。
- (4)競技時間の計時は、指導手の足、または犬の前足どちらか早い方の足がスタートラインを越えた時点から開始し、指導手の足、または犬の後足どちらか遅い方の足がゴールラインを越えた時点で終了とする。
- (5)指導手は、競技前にステーションの番号とパネルに書いてある服従課目を覚える。
- (6)指導手は犬を脚側につけ、番号順にパネルの左側、またはパネルの前で犬とコミュニケーションをとりながら課目を行う。
- (7)競技中に、コミュニケーションをとるため、課目ができたことに対して犬を褒める、励ます言葉は許される。ただし、体罰や厳しい指示（言い方）は許されない。
- (8)ビギナークラス及びクラスⅠでは、指導手が紐付きで行うか、紐無しで行うかを決定することができる。
- (9)クラスⅡは、紐無しで行う。
- (10)ビギナークラス及びクラスⅠは、コースの途中にあるニコニコマークのあるパネル（1～3箇所）、並びにゴール後、犬におやつをあげたり、犬を少し触ることができる。
- (11)おやつは、手に持ったままでなく、犬の反対側のポケットに入れることとする。なお、ポーチやエプロン等の使用は禁止とする。
- (12)おやつは、その都度ポケットから取り出し、左右どちらかの手を使って与えることとする。なお、指導手は自身の口におやつを含むことは不可とする。
- (13)指示は、声符・視符・体符同時であれば使用できる。
- (14)競技中、犬に触れてはいけないが、偶然当たることは許される。
- (15)指導手は、自然に腕や手を振り、犬を自然に扱うこととする。不自然な動きは、審査員から注意が与えられる。なお、2回目の注意で失格となる。
- (16)紐の持ち方は、片手でも両手でも可能とする。また、競技中に紐を持ち変えても良い。
- (17)全てのクラスにおいて、リング内には紐付きで出入りを行う。
- (18)紐無し競技時には、リードを肩（左右どちらでも良い。）にかけるか、ポケットに入れる。

（課目）

第14条 課目は次のとおりとする。なお、課目はパネルに図として表すこととする。

- (1)右回り及び脚側停座
指導手の右から後ろに回り脚側停座させる。
- (2)左回り及び脚側停座
指導手の左から回り脚側停座させる。
- (3)右回り及び前進
指導手の右から後ろに回り、そのまま前進して、次の課目に向かう。
- (4)左回り及び前進
指導手の左から回り、そのまま前進して、次の課目に向かう。

- (5)脚側停座
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。なお、指示なし停座、指示あり停座のどちらでもよい。
- (6)脚側停座及び伏臥
パネル左側の作業エリア内で、脚側停座後に伏臥を命じる。伏臥からは停座させずに、次の課目に向かう。
- (7)脚側停座、伏臥及び脚側停座
パネル左側の作業エリア内で、脚側停座後に伏臥を命じ、続けて停座を命じ、次の課目に向かう。
- (8)脚側停座及び犬周回（左回り）
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。指導手は左回りで犬を一周して、犬の右側で止まる。指導手と犬は、少しの間静止した後に次の課目に向かう。指導手は、犬の周りを回る時に待てを命じても良いが、動きながらの指示は減点となる。
- (9)脚側停座、伏臥及び犬周回（左回り）
パネル左側の作業エリア内で脚側停座させる。停座後に伏臥を命じ、指導手は左回りで犬を一周して、犬の右側で止まる。指導手と犬は、少しの間静止した後に次の課目に向かう。指導手は、犬の周りを回る時に待てを命じても良いが、動きながらの指示は減点となる。
- (10)右折
パネル前側の作業エリア内で、右に曲がる。
- (11)左折
(10)の要領に準じて、左に曲がる。
- (12)回れ右
パネル前側の作業エリア内で、回れ右をする。指導手と犬は、そのまま止まらず180度回った後に次の課目に向かう。
- (13)回れ左
(12)の要領に準じて、回れ左をする。
- (14)反転ターン
パネル前側の作業エリア内で、反転ターンをする。犬の足は、作業エリアから少し出ても良い。
- (15)270度右回り
パネル前側の作業エリア内で、270度右回りをする。犬の足は、作業エリアから少し出ても良い。
- (16)270度左回り
(15)の要領に準じて、270度左回りをする。
- (17)360度右回り
パネル左側の作業エリア内で、360度右回りをする。
- (18)正面停座
脚側行進中に、パネル左側の作業エリア内で正面停座させる。正面停座する時に指導手は、4歩まで下がっても良い。ただし、横に動く、止まってから再度動くことは減点となる。当課目は、(1)～(4)のいずれか1つの課目と組み合わせて使用される。
- (19)緩歩
パネル左側通過時から緩歩を行う。指導手と犬は、はっきりと歩度の違いが分かるように行うこととし、次の課目に行くまで緩歩し続ける。
- (20)速歩
(19)の要領に準じて、速歩を行う。
- (21)常歩
(19)の要領に準じて、常歩を行う。
- (22)螺旋（右回り）
指導手と犬は、犬を外側にして約150cm 間隔で配置された3つのコーンを、螺旋状に右回り（時計回り）をする。最も遠いコーンから回ることとし、最後のコーンを回ったら、次の課目に向かう。
- (23)螺旋（左回り）
(22)の要領に準じて、螺旋状に左回り（反時計回り）をする。
- (24)スラローム（片道）

約150cm間隔で配置された4つのコーンを、指導手と犬は、最初のコーンを犬の左肩から入り、スラロームを行う。なお、やり直しは認められない。

②5 スラローム（往復）

②4の要領に準じて、スラロームを往復して行う。

②6 8の字（誘惑なし）

指導手と犬は、何も入っていない給餌容器4つの間を、8の字で通過する。8の字の最後は、最初に入った方向とは、反対方向に出ていき、止まらずに次の課目に向かう。なお、やり直しは認められない。

②7 指導手周回

パネル左側の作業エリア内で脚側停座後に、犬は右回りでハンドラーの周りを回り、脚側停座する。脚側停座後は、次の課目に向かう。

②8 1歩前進

パネル左側の作業エリア内で脚側停座後に、指導手は犬とともに1歩前進して、脚側停座させる。脚側停座後は、次の課目に向かう。

②9 正面停座及び1歩後退

脚側行進中、パネル左側の作業エリア内で正面停座を命じる。その際に、指導手は4歩まで下がることことができる。正面停座後、指導手と犬は1歩後退して再び正面停座を命じる。この時に、指導手と犬は作業エリアから出ても良い。当課目は、(1)～(4)のいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

③0 螺旋回り（犬外側）

約150cm間隔で配置された3つのコーンの周りを、犬は指導手の外側で螺旋右回り（時計回り）をする。最も近いコーンから回ることとし、最後のコーンを回ったら、次の課目に向かう。

③1 螺旋回り（犬内側）

③0の要領に準じて、犬は指導手の内側で螺旋左回り（反時計回り）をする。

③2 360度左回り

パネル左側の作業エリア内で、360度左回りを行う。可能な限り、同じ場所で回ることとする。

③3 行進中の右移動

脚側行進中に、パネル前側の作業エリア内から指導手と犬は1歩右に移動する。指導手は脚側行進中、右足から1歩右に移動し、その後左足も移動する。指導手と犬が右に動いて、パネルの右側に行ってしまう場合は、パネルの右側を通過して、次の課目に向かう。

③4 90度右折

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で90度右折して、次の課目に向かう。右折する時に、指導手はその場で2歩動くことができる。

③5 90度左折

③4の要領に準じて、90度左折する。

③6 90度右折及び脚側停座

パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で90度右折して、脚側停座を命じる。脚側停座後、次の課目に向かう。右折する時に、指導手はその場で2歩動くことができる。

③7 90度左折及び脚側停座

③6の要領に準じて、90度左折する。

③8 脚側停座及び3連続前進

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬は1歩前進して脚側停座、続けて2歩前進して脚側停座、更に3歩前進して脚側停座を行い、次の課目に向かう。

③9 正面停座及び3連続後退

パネル左側の作業エリア内で正面停座をさせる。正面停座を行うにあたり、4歩まで下がることことができる。正面停座後、指導手と犬は1歩後退して正面停座、続けて2歩後退して正面停座、更に3歩後退して正面停座を行う。指導手は、犬が正面停座に入った時から足を動かしてはならない。当課目は、(1)～(4)のいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

④0 伏臥

パネル左側の作業エリア内で伏臥をさせる。指導手は止まったら直接伏臥を命じ、伏臥後、脚側を命じ次の課目に向かう。

- (41)脚側停座及び速歩
パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に脚側を命じ速歩で、次の課目に向かう。
- (42)スラローム（片道・誘惑あり）
約150cm間隔で配置された2つのコーン及び2つの給餌容器を、指導手と犬は、最初のコーンを犬の左肩から入り、スラロームを行う。真ん中2つに配置された給餌容器にはおやつを入れ、蓋をした状態とする。なお、やり直しは認められない。
- (43)180度右回り
パネル前側の作業エリア内で、その場で180度右回りをする。指導手は回る時、その場で足を4回動かすことができる。
- (44)180度左回り
(43)の要領に準じて、180度左回りをする。
- (45)指導手1歩前進
パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手のみ1歩前に移動して進行方向の向きで止まり、脚側停座を命じる。停座後、次の課目に向かう。指導手は犬から離れる時に、待てを命じても良い。
- (46)指導手1歩右
(45)の要領に準じて、パネル前側の作業エリア内で、指導手のみ1歩右に移動する。
- (47)脚側停座及び3連続後退
パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。脚側停座後、指導手と犬は1歩後退して脚側停座、続けて2歩後退して脚側停座、更に3歩後退して脚側停座を行い、次の課目に向かう。
- (48)8の字（誘惑あり）
(26)の要領に準じて、おやつを入れ蓋をした給餌容器4つの間を、8の字で通過する。
- (49)立止
パネル左側の作業エリア内で立止をさせる。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることとする。確実に立止した後、次の課目に向かう。なお、やり直しは認められない。
- (50)立止及び90度右折
パネル前側の作業エリア内で立止をさせる。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることとする。確実に立止した後、90度右折して次の課目に向かう。
- (51)立止及び90度左折
(50)の要領に準じて、立止した後、90度左折する。
- (52)90度右折及び脚側停座
パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。指導手と犬は、その場で90度右折する。右折後、指導手は1歩前進して脚側停座を命じ、次の課目に向かう。
- (53)90度左折及び脚側停座
(52)の要領に準じて、左折する。
- (54)180度右回り及び停座
パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で180度右回りを行い脚側停座を命じる。指導手は4歩以内で回ることとする。
- (55)180度左回り及び停座
(54)の要領に準じて、180度左回りを行う。
- (56)脚側停座及び180度右回り
パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手と犬はその場で180度右回りを行い、次の課目に向かう。指導手は4歩以内で回ることとする。
- (57)脚側停座及び180度左回り
(56)の要領に準じて、180度左回りを行う。
- (58)1歩右
パネル前側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は脚側を命じ、犬と同時に1歩右に動き脚側停座を命じ、パネルの右側を通り次の課目に向かう。
- (59)トンネル
指導手は、トンネル通過を命じる。トンネル通過後、脚側を命じ次の課目に向かう。犬の通過

がハンドラーよりも早い場合、トンネル通過後に犬を招呼することは許される。

(60)脚側停座及び立止

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手はその場の立止を命じ、次の課題に向かう。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることにする。

(61)脚側停座、立止及び脚側停座

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手はその場の立止を命じる。その後脚側停座を命じ、次の課題に向かう。指導手は立止を命じる時、少し動いても良いが、立止したら犬の右横に戻ることにする。

(62)脚側停座及び待て

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に待てを命じ、次の課題に向かう。当課題は、(64)～(67)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(63)行進中の伏臥

パネル左側の作業エリア内で指導手は止まり、伏臥をさせ、指導手のみ次の課題に向かう。当課題は、(64)～(67)のいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(64)指導手前進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、指導手は犬の元に戻り、少しの間静止した後に次の課題に向かう。当課題は、(62)または(63)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(65)対面及び招呼

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、犬と対面する。対面後、犬を招呼して正面停座または直接停座させる。犬が停座動作中、指導手は動いてはならない。正面停座の場合(1)～(4)のいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。当課題は、(62)、(63)または(69)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(66)招呼及び脚側行進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、立ち止まり犬を招呼する。指導手は上半身は動いても良いが、足は進行方向のままとする。犬が脚側についたら、止まることなく脚側行進を命じ、次の課題に向かう。当課題は、(62)、(63)または(69)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(67)対面、招呼及び脚側行進

指導手のみパネル作業エリア内まで進み、犬と対面する。指導手は、犬を招呼して、停座させることなく脚側行進を命じて、次の課題に向かう。当課題は、(62)、(63)または(69)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(68)行進中の障害飛越

指導手は、常歩脚側行進中、犬にハードル飛越を命じる。飛越後、犬を脚側につけて次の課題に向かう。

(69)障害飛越

パネル左側の作業エリア内で脚側停座をさせる。停座後、指導手は犬に待てを命じて、指導手のみ次の課題に向かう。当課題は、(65)、(66)または(67)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(70)脚側行進中の360度左回り

脚側行進中に、止まることなく犬を指導手の左側で360度左回りを命じ、次の課題に向かう。

(71)スラローム (往復・誘惑あり)

(24)の要領に準じて、スラロームを往復して行う。真ん中2つの配置された給餌容器にはおやつを入れ、蓋をした状態とする。

(72)正面立止及び3連続後退

パネル左側の作業エリア内で正面立止をさせる。正面立止まで指導手は、まっすぐ4歩下がることができる。正面立止後、指導手と犬は1歩後退し正面立止、続けて2歩後退し正面立止、更に3歩後退し正面立止を命じ、次の課題に向かう。犬が立止動作中、指導手の足は動いてはならない。当課題は、(1)～(4)のうちいずれか一つの課題と組み合わせて使用される。

(73)正面停座、1歩左及び1歩右

作業エリア内で正面停座をさせる。正面停座まで指導手は、まっすぐ4歩まで下がることのできる。犬が正面停座後、指導手と犬は1歩左に動き、正面停座を命じる。続けて指導手と犬は

1歩右に動き、正面停座を命じ次の課目に向かう。当課目は、(1)～(4)のうちいずれか一つの課目と組み合わせて使用される。

74)90度右折及び立止

パネル前側の作業エリア内で脚側立止させる。指導手は犬に脚側を命じ、犬とともに90度右折し、その場で立止する。確実な立止確認後、次の課目に向かう。

75)90度左折及び立止

74)の要領に準じて、90度左折する。

76)180度回れ右

パネル前側の作業エリア内で脚側立止させる。指導手は犬に脚側を命じ、犬とともに右へ180度回り、次の課目に向かう。指導手は、回転に4歩まで動かすことができる。

77)180度回れ左

76)の要領に準じて、左へ180度回る。

78)立止及び3連続前進

パネル左側の作業エリア内で脚側立止させる。立止後、指導手は脚側を命じ、犬とともに1歩前進し立止、続けて2歩前進し立止、更に3歩前進し立止を命じ、次の課目に向かう。

(コース検分)

第15条 主催者は、競技開始前にコースが設置されたリング内に指導手のみ入れ、検分させなければならない。

(1)検分時間は、10分以内とする。

(2)検分中、指導手は審査員に質問ができる。

(3)障害のある指導手及び18歳未満の指導手は、ヘルパーと一緒に検分ができる。

(4)競技者が20名を超えた場合、検分を分けることができる。

(5)同一クラスで複数の犬を出陳する指導手の検分は、1回とする。

(リミットタイム)

第16条 コースリミットタイムは、次の通りとする。

(1)ビギナークラス、クラスⅠ、クラスⅡ全てのクラスにおいて、原則として4分とする。

(2)障害のある指導手及び18歳未満の指導手の標準タイムは、5分とする。

(3)審査員はコースの距離等により、リミットタイムを加算することができる。

(4)リミットタイムを超えた場合は、失格となる。

第9章 共通の実施要領

(作業前の申告)

第17条 訓練試験・競技会に際して、各指導手は作業開始前訓練試験委員及び審査員に競技課目・犬名・指導手名、競技会においては出陳番号を申告しなければならない。

(基本動作)

第18条 各作業は、犬を脚側停座させ、指示により始めることとし、その各作業終了に際しては、犬を脚側停座させて終わることとする。

(紐付き作業)

第19条 全ての課目において、『紐付き作業を明記してある課目』あるいは『CDIS』及び『CDI』以外はすべて紐無しで行うこととする。

(飛越障害の高さ)

第20条 各種の飛越作業の高さは、概ね体高の高さとし、最高70cmとする。

第10章 雑則

第21条 この規程の改廃は、必要に応じて中央訓練委員会に諮問し、その答申を経て、理事会の議決によって行う。

付 則

この規程は1979年1月1日より施行する。

改正 2022年1月27日

改正 2022年7月27日